

原議保存期間	5 年 (令和13年 3 月31日まで)
有効期間	一種 (令和13年 3 月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁乙備発第4号、乙官発第5号
乙生発第4号、乙刑発第3号
乙交発第2号、乙サ発第2号
令和7年8月7日
警察庁次長

国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について（依命
通達）

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易
法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴
訟については、本年5月28日、東京高等裁判所において、当該捜査における逮捕や
取調べ等が違法であったなどとする内容の判決が言い渡され、上告期限である同年
6月11日の経過をもって同判決が確定した。

本件は、警察の捜査に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、警察庁とし
ても重く受け止めている。

警視庁においては、同判決を受け、同日付けで副總監を長とする検証チームを設
置し、当該捜査における問題点を検証するとともに、再発防止策を取りまとめ、本
日、報告書（別添1）を公表した。当該検証では、法令解釈の合理性を再考するこ
となく捜査を進めたこと、消極要素の精査の不徹底、取調べ官に対する指導の不徹
底、幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在等、多くの捜査上の問題点
が明らかとなり、これらに対応するための再発防止策が取りまとめられた。

また、警察庁においても、一連の過程において警察庁がどのように対応すべきで
あったのかという観点から、反省事項を明らかにし、警察庁としての再発防止策を
取りまとめ、本日、「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察庁外事課における対応の
反省事項と公安・外事部門の捜査における再発防止策について」と題する報告書（別
添2）を公表したところである。

本件は、公安・外事部門の捜査によるものであるが、検証の結果明らかとなった
捜査の問題点は、都道府県警察の各部門においても他山の石とすべき内容を含むも
のとなっている。

各位にあっては、これらの報告書の内容を各部門の捜査に従事する各級幹部に周
知し、これらの報告書に記載の問題点及び実施すべきとされた再発防止策を踏まえ、
警察の捜査において二度と同種の事案を発生させることのないよう、特に下記の点
に留意の上、都道府県警察の実情に応じて、緻密かつ適正な捜査を徹底するための
取組を強力に推進されたい。

命により通達する。

記

1 警察本部長による適時・適切な捜査指揮の徹底

警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）が直接指揮すべき事件について、警察本部長は、捜査を担当する部課長及び捜査主任官に対して、適時・適切に必要な捜査指揮を行い、捜査の合理的な運営と公正な実施を期すること。

2 捜査に関する相談・意見等の受付と捜査指揮への反映

- (1) 都道府県警察の捜査を担当する部門の庶務担当課等に、警察本部長が直接指揮すべき事件の捜査に関する部内の相談・意見等を受け付ける体制を整備すること。相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる問題があれば警察本部長に直接報告することを求め、対応・是正につなげること。
- (2) 上記(1)のほか、既存の各種窓口に寄せられた相談・通報のうち、緻密かつ適正な捜査の推進等に資するものは、相談者・通報者の保護に適切な配慮をした上で、関係部門で有効に活用する旨について、部内に周知を図ること。

国家賠償請求訴訟判決を受けた
警察捜査の問題点と再発防止策について

令和 7 年 8 月 7 日

警視庁

【目 次】	
はじめに.....	2
第1 逮捕当時の本件の概要.....	3
1 第1事案.....	3
2 第2事案.....	3
第2 事案の経過.....	3
第3 控訴審判決の要旨.....	3
1 第一審判決及び控訴審判決の比較.....	3
2 控訴審判決の要旨.....	4
(1) 本件逮捕の違法性について.....	4
(2) 取調べ及び弁解録取について.....	5
第4 捜査上の問題点.....	6
1 捜査指揮について.....	6
(1) 当時の捜査体制.....	6
(2) 明らかとなった問題点.....	9
(3) 評価と反省事項.....	20
2 取調べ・弁解録取について.....	27
(1) 明らかとなった問題点.....	27
(2) 評価と反省事項.....	27
第5 再発防止策.....	29
1 緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組.....	29
(1) 部長捜査会議（仮称）制度の導入.....	29
(2) 体制の整備.....	30
(3) 幹部の捜査指揮能力の向上.....	30
(4) 捜査実務能力の向上.....	31
(5) 捜査会議の活用.....	31
(6) 関係機関との連携強化.....	31
2 より良い捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化.....	32
(1) 幹部の意識改革.....	32
(2) 部下が声を上げやすい職場環境づくり.....	32
(3) 多面観察の実施.....	33
3 不正輸出に係る外為法違反取締りの在り方の見直し.....	33
第6 公訴取消し後の対応.....	34
1 公訴取消し後の訴訟対応について.....	34
2 訴訟における主張について.....	34
3 外事第一課において実施されたアンケートについて.....	35
おわりに.....	37
別添1 本件の捜査指揮に関する時系列.....	39
別添2 捜査指揮に当たった公安部幹部の在任期間.....	41

はじめに

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に違反するとして捜査した事案に関する国家賠償請求訴訟（以下「国賠訴訟」という。）において、令和7年5月28日、東京高等裁判所の判決（以下「控訴審判決」という。）が下された。

控訴審判決では、本件で捜査対象となった噴霧乾燥器の製造・販売会社（以下「X社」という。）の代表取締役、取締役及び顧問の3人の方々¹を逮捕したことについて、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであり国賠法上違法であるなどと判示された。警視庁は、判決内容を精査した結果、上告及び上告受理申立てを行わないこととし、上告期限である同年6月11日の経過をもって、同判決は確定した。

警視庁では、控訴審判決を重く受け止め、同日、本件における警察捜査の問題点を検証し、再発防止策をとりまとめるため、副総監を長とする検証チームを設置した。検証チームは、副総監の下、警務部参事官を総括責任者、公安部参事官を副総括責任者とし、首席監察官以下人事第一課の監察部門を中心として、訟務課、公安総務課の職員を含む合計13名体制とした。

本報告書は、判決で指摘された事項を整理しつつ、本件捜査の過程で作成された書類（日々捜査班（公安部外事第一課第五係）で作成されていた各種メモを含む。）、幹部に対する報告文書等、国賠訴訟で提出されていない書類も含め広く関係書類を精査した結果のほか、当時の公安部長を含む幹部（公安部長、公安部参事官、公安総務課長、外事第一課長並びに同課で本件捜査を担当した管理官及び係長（当時警部以上の階級にあった者）。退職者を含め合計18人）、捜査に従事した職員（当時警部補以下の階級にあった者合計29人）からの聴取結果を踏まえてとりまとめた。

警視庁として、控訴審判決では第一審判決に比べて更に厳しい判断が示された上で本件の逮捕等が違法であるとされたことを真摯に受け止め、本報告書を取りまとめるに当たっては、同判決で指摘された事項を踏まえて、改めて事実関係の精査に当たった。その上で、訴訟で争われた現場の捜査員が当時通常要求される捜査を遂行していたか否かという点を超えて、今回の過ちについて、組織として捜査の基本を徹底し、よりの確に判断するならばどうすべきであったかという観点から当時の捜査を確認し、問題点を抽出した。これにより、今後の捜査に活かすべき反省事項を明らかにし、実効ある再発防止の取組につなげることで、都民・国民の信頼の回復に向けた第一歩とすることを企図するものである。

なお、警視庁は、東京都公安委員会に対し、検証チームによる検証の経過について随時説明し、同委員会における議論も踏まえつつ、本報告書を取りまとめた。

¹ 本報告書においては、この3人の方々を「代表取締役」、「取締役」及び「顧問」と当時の肩書きで記載させていただいている。

第1 逮捕当時の本件の概要

1 第1事案

X社代表取締役らが、平成28年6月2日、同社製の噴霧乾燥器1を経済産業大臣による許可を受けることなく中華人民共和国を仕向地として輸出したことについて、外為法に違反するとして捜査をしたもの。

2 第2事案

X社代表取締役らが、平成30年2月21日、同社製の噴霧乾燥器2を経済産業大臣による許可を受けることなく大韓民国を仕向地として輸出したことについて、外為法に違反するとして捜査をしたもの。

第2 事案の経過

本件の捜査、公訴取消し、国賠訴訟の提起、判決等の経過は以下のとおりである。
なお、本件における捜査指揮に関し、別添1として詳細な時系列を添付した。

平成29年5月頃	公安部外事第一課第五係において捜査開始
平成30年10月3日	関係先の捜索・差押え
平成30年12月11日	X社関係者の任意取調べ開始
令和2年3月11日	第1事案でX社代表取締役らを逮捕
令和2年3月31日	第1事案で起訴
令和2年5月26日	第2事案で再逮捕
令和2年6月15日	第2事案で追起訴
令和3年7月30日	第1事案及び第2事案について公訴取消し
令和3年9月8日	国賠訴訟提起
令和5年12月27日	同訴訟の第一審判決（原告、被告双方が控訴）
令和7年5月28日	同訴訟の控訴審判決
令和7年6月11日	上訴期限（上告等せず翌12日控訴審判決が確定） 副総監を長とする検証チームの設置

第3 控訴審判決の要旨

1 第一審判決及び控訴審判決の比較

令和5年12月27日の東京地方裁判所による第一審判決においては、通常要求される追加捜査（再度の温度測定実験）を行わずに本件の噴霧乾燥器が規制対象に当たると判断したことについて、合理的な根拠が客観的に欠如していることは明らかであり、X社の代表取締役、取締役及び顧問の3人の方々を逮捕したことは国賠法上違法であるとされたほか、X社の取締役に対する取調べ及び弁解録取についても国賠法上違法であるとされた。他方で、本件の噴霧乾燥器の規制対象該当性に関する法令解釈については、警視庁が経済産業省（以下「経産省」という。）に確認をし

た上でいわゆる捜査機関解釈²を採用したことに合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかということとはできず、国賠法上違法ということとはできないとされた。

しかしながら、令和7年5月28日の東京高等裁判所による控訴審判決においては、この法令解釈に関する争点について、第一審判決に比べて更に厳しい判断が下された。すなわち、第一審判決で指摘された通常要求される追加捜査を実施しなかった点に加え、捜査機関解釈は国際輸出管理レジームにおける合意の趣旨にそぐわないものであって採用することは相当ではなく、経産省の担当者からその問題点について指摘を受けながら同解釈の合理性について再考することなく逮捕に踏み切った点において、犯罪の嫌疑の成立に係る判断に基本的な問題があったなどとして、本件の逮捕は国賠法上違法であるとされた。また、X社取締役に対する取調べ及び弁解録取についても、再び国賠法上違法であるとされた。

その要旨は次の2のとおりである。

2 控訴審判決の要旨

(1) 本件逮捕の違法性について

ア 最低温箇所の特定に係る捜査について

当時、亡くなられた顧問を含む複数のX社の従業員が、本件噴霧乾燥器の乾燥室等の測定口部分を含めて温度が上がらない場所があると述べており、このことは捜査会議等において報告され、最低温箇所の特定が規制対象該当性の判断や顧問らの故意の成否に関わる重要な点であることに照らすと、第五係長（階級は警部）も把握していたと認めるのが相当である。公安部においては、自社製品である噴霧乾燥器の構造を把握しているX社の従業員に指摘されていた当該箇所について、それが最低温箇所に当たらないのかどうかを確認するための再度の温度測定実験等の追加捜査を行う必要性があり、それが困難な状況であったともいい難い。

イ 捜査機関解釈を採用したことの合理性について

本件規制要件の「殺菌」に係る捜査機関解釈は、国際輸出管理レジームにおける合意（本件の規制要件を国内法で定める際のベースとなった国際的な合意）の趣旨にそぐわず、これを採用することは相当ではない。経産省においては、当初、担当者が「殺菌」につき捜査機関解釈を採用することについて一貫して否定的であり、後に同解釈を採用する可能性が肯定されたものの、その合

2 本件では、本件噴霧乾燥器の外為法上の規制対象該当性について、関係する経済産業省令で定められている要件である、機器内部を「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当するか否かが争点となっていた。控訴審判決等で使用された用語である「捜査機関解釈」とは、殺菌の方法として、「〔装置〕付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何らかの細菌を死滅させることが該当する」とした上で、同省令で列挙されている病原性微生物のうち「いずれか1種類でも死滅させることができれば「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するという解釈」をいう（控訴審判決10頁）。

理性が客観的に説明できる状況になったともいえない。そして、本件規制要件の解釈は、刑事事件の犯罪構成要件該当性の解釈として争われており、当初不明確な概念が事後的に行政機関により拡張的な解釈が明らかにされたからといって、その解釈に従うこととなると国民の予測可能性との関係で疑義があるから、経産省が捜索差押えを容認し、捜査機関解釈があり得る旨を表明したからといって、公安部が捜査機関解釈を前提として本件逮捕を行ったことの合理性を肯定することはできない。公安部において同解釈を採ったことがおよそ不合理とまではいえないが、上記経緯を踏まえると、これは本件逮捕が合理性を有していたかどうかの判断に影響を与える重要な事情である。

ウ 本件逮捕の違法性について

上記ア及びイのとおり、本件噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に当たるとして、X社代表取締役らに相当の嫌疑があるとした公安部の判断には、最低温箇所について通常要求される追加捜査を実施しなかった点に加え、経産省の担当者から捜査機関解釈の問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することなくこれを前提に逮捕に踏み切った点において、犯罪の嫌疑の成立に係る判断に基本的な問題があった。また、本件の捜査期間は長期に及んでおり、捜査方針を再考する機会は十分にあった。以上の点に鑑みると、本件逮捕については、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかというべきであり、国賠法上違法である。

(2) 取調べ及び弁解録取について

X社取締役の取調べに当たった取調べ官（階級は警部補で、役職は主任であったことから以下「H主任」という。）は、「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上で、本件噴霧乾燥器が「殺菌」性能を有していることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けた。このような取調べは、犯罪成否のポイントとなる「殺菌」の解釈について偽計的な説明をした結果、取締役の供述につき、重要な弁解を封じて調書に記載せず、かえって犯罪事実を認めるかのような内容に誘導したものであるから、違法の評価を免れない。

H主任は、取締役の弁解録取書を作成するに当たり、同人の指摘に沿った修正をしたように装い、実際には同人が発言していない内容を記載した弁解録取書を作成した。このような行動は、偽計的な方法を用いて、同人の真意と異なる捜査機関側の見立てに沿った内容の記載をした弁解録取書に署名指印させるものであり、違法の評価を免れない。

第4 捜査上の問題点

1 捜査指揮について

(1) 当時の捜査体制

ア 外事第一課及び同課第五係の体制

本件の捜査を担当した警視庁公安部外事第一課は、本件の捜査が行われた平成29年から令和2年までの間においては、課長（警視）以下約100名の体制であった。同課には第一係から第五係までが置かれており、本件の捜査を担当していたのは同課第五係であった。

第五係は、外為法及び関税法に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に関する犯罪の取締りを分掌し、大量破壊兵器等に関連する不正輸出事件という、特殊かつ専門的な類型の事件に特化した捜査班であった。

同課には、第五係を担当する管理官（警視）が置かれ、平成29年5月の捜査開始時点で、第五係には係長（警部）以下約20名の捜査員が配置されていた。その後、X社の関係先に対する搜索・差押えが行われる前月（平成30年9月）、外事第一課内等からの応援派遣により30名超の体制となった。

令和2年3月の逮捕まで、一時的に関係先の搜索・差押え等のために応援派遣の捜査員を招集して体制を增強したり、応援派遣の解除や捜査員の異動等により若干の変動が生じたりしたが、本件の捜査期間においては、おおむね第五係長以下20から30名程度の体制により捜査が進められた。

イ 捜査指揮体制

（課長以上の幹部の立場）

警視庁においては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）の実施細目を定めており、同細目においては、一定の重要事件を主管部長が指揮すべき事件として指定することとされている³。本件は、平成30年8月22日、公安部長を主管部長とする「公安部長指揮事件」に指定された。

実施細目においては、主管部長指揮事件を担当する本部の課長は、主管部長を補佐し、その命を受けて捜査員の指揮監督に当たることとされている。また、同細目においては、主管部長指揮事件を担当する本部の課長において捜査の指揮及び経過を明らかにしておくこと、主管部長その他捜査主任官（後述）を指揮する幹部は、適宜、事件に関する報告を求めるなどして事件内容等の把握に努め、必要な指示、指導等を行わなければならないこととされている。

本件においては、当時、外事第一課から、公安総務課長（警視正）、公安部参事官（警察庁採用及び警視庁採用の2名で、警視長及び警視正）を経て、公安部長（警視監）に報告し、伺いを立てて指揮を受ける運用とされていた。

3 犯罪捜査規範（第19条第2項）に基づく警察本部長指揮事件制度に関し、警視庁では、同規範の実施細目により、他の道府県警察の警察本部長に相当する役割を各主管部長が担い、一定の重要事件を主管部長指揮事件として指定する制度となっている。

犯罪捜査規範及びその実施細目には、主管部長（公安部長）指揮事件における公安部参事官及び公安総務課長の職務は規定されていないが、公安総務課長は、公安部に置かれている所属の長の中では筆頭の立場にある課長（代表課長）であるとともに、「公安警察の企画、管理、指導及び総合的調整に関すること」を分掌⁴し、本件の捜査指揮に関しては、外事第一課に対する指導及び捜査体制の確保等の総合調整の側面から関与することで、公安部長を補佐して捜査指揮に当たる立場にあった。また、参事官は、警視庁の各部に置かれる役職であって、「警視総監及び副総監の命を受け、部の事務のうち重要事項を掌理する」⁵こととされており、公安部長指揮事件として指定された本件に関しては、公安部長を補佐して捜査指揮に当たる立場にあった。

これらの規定及び当時の報告・指揮伺いの運用状況を踏まえれば、公安部長指揮事件に指定された本件について、外事第一課長は公安部長を補佐して担当管理官及び第五係に所属する捜査員を含む外事第一課員を指揮監督する立場にあり、また、公安部長並びに同部長を補佐して捜査指揮に当たる参事官2名及び公安総務課長（公安部では「四役」と総称されていた。）は、外事第一課の捜査方針に関し、最終的な判断を下す権限と責任があったと認められる⁶。

（現場捜査指揮に当たる幹部の立場）

犯罪捜査規範の実施細目では、主管部長指揮事件について、主管部長が、捜査を担当する警視又は警部の中から適任と認められる者を当該事件の「捜査主任官」に指名することとされている。

捜査主任官の職務は、犯罪捜査規範に定められている⁷。具体的には、捜査すべき事項及び捜査員の役割分担の決定、押収物等の保管状況の把握、捜査方針の樹立、捜査員に対する捜査状況報告の求め、被疑者取調べ状況の把握、被疑者の取調べその他の捜査の適正な遂行等についての捜査員に対する指導教養等がその職務とされている。端的に言えば、捜査主任官とは、制度上、捜査班の中核として、指名された事件の現場捜査指揮の第一次的な責任を負い、捜査が能率的かつ適正に行われることを確保する役割を担っている。本件においては、公安部長指揮事件に指定された際に第五係長が本件の捜査主任官に指名されている。

第五係長の直属の上司である担当管理官は、外事第一課長の指揮監督の下、同課長の命を受け、第五係長以下本件捜査に従事する捜査員を指揮監督し、捜査班の運営を管理する立場にあった。当時、担当管理官は第五係のみを担当しており、本件においては第五係長とともに日々現場での捜査指揮に当たっていた。

4 警視庁組織規則（昭和47年東京都公安委員会規則第2号）第28条

5 警視庁本部処務規程（昭和47年訓令甲第5号）第3条第2項

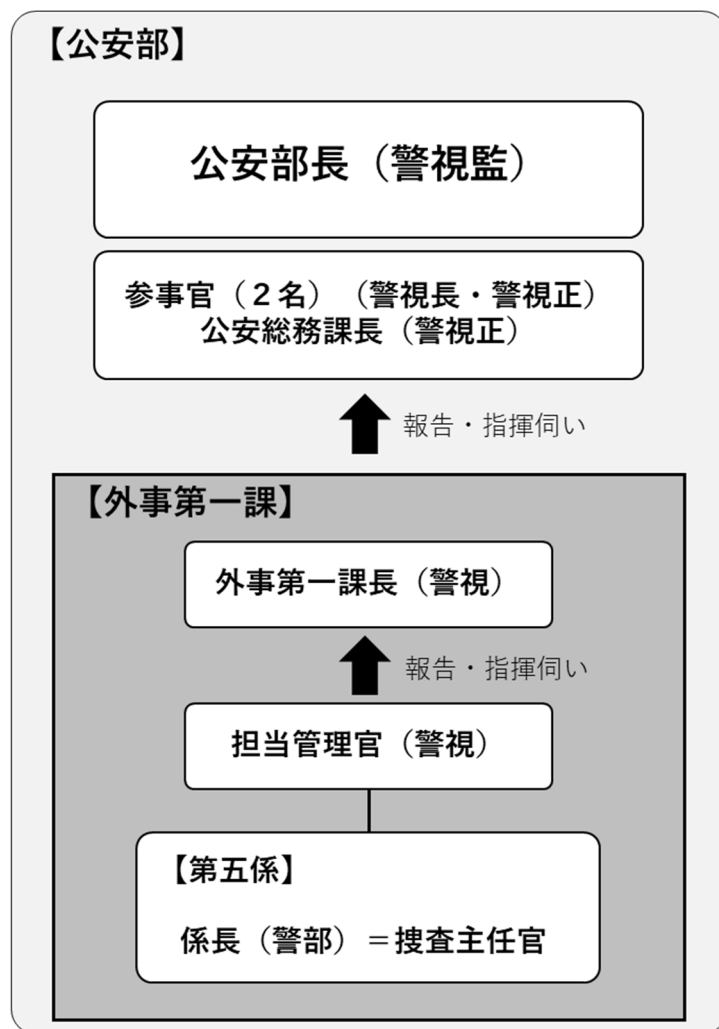
6 公安総務課長（別添2のD4課長）が任期中に公安部参事官を兼務した時期がある。

7 犯罪捜査規範第20条

以上で述べた捜査指揮体制を図示すると、次の図のとおりである。それぞれの報告等の場面において、各幹部に対する報告等を誰がしていたかは、関係書類からは必ずしも明らかではなかったが、今回の検証で聴取した結果も総合すると、おおむね、報告文書は担当管理官又は第五係長が作成した上で、外事第一課長に対しては担当管理官又は第五係長が、公安部長等四役に対しては外事第一課長又は担当管理官が報告等をしていたものとみられる。

関係する公安部幹部の在任期間については、「別添2 捜査指揮に当たった公安部幹部の在任期間」で示した。以下、特定の幹部について言及する必要がある場合は、別添2の表記を用いることがある⁸。

【図：本件の捜査指揮体制】



8 別添2中、担当管理官（F管理官）及び第五係長（G1係長）については、逮捕に至るまでの本件の捜査期間のうちおおむね全期間において在任していたことから、以下の記述においては単に「担当管理官」、「第五係長」としている。

(2) 明らかとなった問題点

一連の訴訟では、主に、外事第一課第五係における捜査上の判断の適否が争われたところである。しかし、上記(1)において述べた捜査指揮体制の下、組織として捜査を実施したことを踏まえ、今回の検証においては、外事第一課長以上の公安部幹部も含め、捜査指揮の具体的状況に焦点を当てて事実関係を確認した。控訴審判決で指摘された事項を整理するとともに、関係者から聴取した結果、本件の捜査指揮に関連して、以下の5つの問題点があったと認められる。

- ① 捜査機関解釈に対し経産省が疑問点を示していたにもかかわらずその合理性を再考することなく捜査を進めたこと（下記ア）
- ② 温度測定実験に関する消極要素の精査の不徹底（下記イ）
- ③ 取調べ官に対する指導の不徹底（下記ウ）
- ④ 捜査班運営の問題（下記エ）
- ⑤ 公安部長ら幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在（下記オ）

以下では、犯罪捜査規範に定められている捜査の基本等の関係規定に照らしつつ、これらの問題点について述べる。

なお、公安部長等四役及び外事第一課長に対する報告及び指揮伺いの状況については、関係書類を確認し、その内容や押印等の状況からこれら幹部に報告されたと認められるものを精査し、その経緯を明らかにした（別添1参照）。

ア 捜査機関解釈に対し経産省が疑問点を示していたにもかかわらずその合理性を再考することなく捜査を進めたこと

（捜査機関解釈の位置付け及び控訴審判決で指摘された事項）

外事第一課第五係は、平成29年10月頃以降、本件噴霧乾燥器1及び2の規制対象該当性の判断に関し、経産省の担当者と協議を重ねた。外事第一課は、最終的に、経産省から平成30年8月及び令和元年8月にそれぞれ規制対象貨物に該当すると思われる旨の回答を得て、本件機器が規制対象に該当すると判断をした。捜査機関解釈は、本件において、規制対象該当性の判断の前提となるものであって、外為法違反が成立するか否かを決する重要不可欠な要素であった。

しかしながら、控訴審判決は、外事第一課が捜査を進めるに当たって採用した捜査機関解釈について、「本件においては刑事事件の犯罪構成要件該当性の解釈として争われており、当初不明確な概念が事後的に行政機関により拡張的な解釈が明らかにされたからといって、その解釈に従うこととなると国民の予測可能性との関係で疑義があるから、経産省が搜索差押えを容認し、捜査機関解釈があり得る旨を表明したからといって、公安部が捜査機関解釈を前提として本件各逮捕を行ったことの合理性を肯定することはできない。」とした。また、経産省が当初、捜査機関解釈の採用に否定的であったという経緯を踏まえると、「捜査機関解釈がおよそ不合理とまではいえないが、…本件各逮捕が

合理性を有していたかどうかの判断に影響を与える重要な事情であるというべきである。」と指摘した（控訴審判決92頁）。

控訴審判決ではさらに、噴霧乾燥器の輸出の許可申請事例が他の1社を除き把握されていなかったこと、経産省において捜査機関解釈と同様の立場によりX社をはじめとする輸出業者に対して行政指導、行政処分等がされた事実がうかがわれないことも指摘されている（同93頁）。

（経産省との協議の経過）

今回の検証において、本件における経産省との協議の経過について、関係書類を確認した。経産省との協議を経て捜査機関解釈が形成された時期である平成29年10月頃から平成30年8月頃までの間の協議経過を見ると、平成29年10月頃以降の経産省との協議において、警察側が本件機器は規制対象に該当すると積極方向で考えていた中、経産省の担当者から捜査機関解釈に疑問点が示され、明確な見解が得られないことから、警察側が規制対象該当性の判断のために規制要件の制定趣旨の教示を求めたり、規制対象該当性を立証するための実験方法を相談したりしたほか、警察側が有識者の見解を聴取した結果を説明するなどして協議を継続したことが認められる。このような経産省との協議を経て、平成30年2月頃に経産省が規制対象該当性を肯定する方向で検討するとの姿勢を示すようになったと控訴審判決で指摘された（控訴審判決90頁）。その後、平成30年8月に経産省から「照会における添付資料の内容を前提とすれば、該当すると思われる」との回答があった。

（外事第一課長に対する報告）

捜査機関解釈の採用に至った経緯に関し、公安部内の捜査指揮の状況を確認するため、本件の関係書類を確認したところ、外事第一課第五係が立件に向けて経産省の担当者と協議を進め、本件機器が規制対象に該当すると思われるとの回答を受けるまでの過程において、最初に第五係から外事第一課長（E1課長）に経産省との協議状況の詳細が報告されたことが確認できたのは平成29年12月12日であった。この時には、経産省の担当者が、警察による実験では芽胞菌⁹を使用して有識者の意見等を確認すべきであることや、「殺菌」の定義が曖昧であること、本件機器には付属していない自動洗浄機能付きの機器が該当するとの考えもあることを指摘したことが報告されていた。

今回の検証での聴取において、同課長は、課長には経産省との個々の協議での詳細なやり取りの資料は上がって来ないものであるとした上で、第五係長から経産省協議で苦労しているという旨の報告を受けたことがあり、また、自身の退職（平成30年2月）直前に協議が進展した旨の報告を受けた際には自ら

9 芽胞菌とは、芽胞（細菌の生存が困難な環境下で菌体内に形成される耐久性の高い構造）を形成する菌であり、加熱等によって死滅しにくくなる性質を有する。

公安部長まで報告したと記憶していると述べている（この公安部長までの報告は関係書類上確認できず）。また、E 1 課長は、平成30年2月に着任した後任の課長（E 2 課長）に本件の捜査の詳細について引継ぎをした記憶はないと述べている。

その後任のE 2 課長は、経産省との個々の協議の詳細な資料を見たことがないと述べる一方、着任後、捜査機関解釈に係る「殺菌」については定義が曖昧だと第五係から報告を受け、経産省の見解を確認しなければならないという趣旨の話をした旨を述べている。その後、同年8月10日に経産省から規制対象に該当すると思われる旨の回答を得るまでの間、同課長には、新たに最低温箇所が判明したことや、同箇所に係る追加実験の結果をもって経産省に照会することなどについて報告がなされていた。同年8月30日には、同課長に対し、経産省における他社の輸出許可実績も報告された。同課長は、平成30年10月に捜索・差押えが実施され、同年12月からX社関係者の任意取調べが開始された後の翌年2月に離任しているところ、その時点での捜査状況を踏まえると捜査機関解釈を前提とした立証方法以外の方法も検討しておくべきだと思っていた旨述べる一方、本件に関して後任の課長（E 3 課長）に細かい引継ぎはしなかったと述べている。

同課長の後任で、本件の逮捕当時の課長（E 3 課長）に対しては、第五係から公安部長等四役と同程度の内容の報告（後述）がされているのみの状況であり、捜査機関解釈に関し経産省の担当者が当初示していた疑問点が報告された形跡は認められなかった。

（公安部長等四役に対する報告）

法令解釈に関する経産省との協議について、関係書類を確認した結果、公安部長等四役（A 1 公安部長等）には、まず、平成29年11月9日、本件の概要を報告するに際して経産省に規制対象該当性を確認する旨の報告がなされていた。平成29年12月15日には、A 1 公安部長等に対し、経産省協議において「殺菌」の定義がないことから規制対象該当性の判断ができないこと、芽胞菌を滅菌できる能力がなければ該当するとは言えないことを指摘されているとした上で、有識者からの聴取結果や同型器による温度測定実験により殺菌性能があると認められたなどとする内容が報告された。

後任の公安部長（A 2 公安部長）に交代した後、平成30年9月20日に捜索・差押え方針の指揮伺いが四役になされた際には、経産省から本件機器が規制対象に該当すると思われるとの回答を得ている旨の報告がされているが、経産省との協議経過や、当初経産省の担当者から示された疑問点等の消極要素が報告された形跡はなかった。

今回の検証における聴取において、当時公安部長等四役であった幹部のうち、A 1 公安部長は、規制対象に該当するか否かが論点の1つであって、経産省と丁寧に協議しなければならない旨を指示したと記憶していると述べている

が、その後、外事第一課において経産省の担当者が示した疑問点について更に具体的な検討をした上で公安部長に報告がされた形跡は認められなかった。A 1 公安部長以外の四役の中には、経産省の担当者との間における法令解釈に関する具体的な協議状況や、経産省の担当者が示した疑問点について報告を受けたことを記憶している者はいなかった。したがって、四役が法令解釈に関する論点について、捜査機関解釈の妥当性等に関し、自ら詳細な報告や具体的な検討を求めるようなこともなかったとみられる。

（公安部長による働きかけの有無）

訴訟で「公安部長が経産省に働き掛けた」旨を証言した捜査員は、今回の検証における聴取において、当該証言は明確な根拠があったものではない旨を述べている。経産省担当者も、訴訟において尋問された際、そのような働きかけがあったことは承知していない旨証言している。また、当時、警視庁から経産省に出向中で本件の協議に関与していた職員は、「経産省において『本件は公安部長にも報告が上がっている』旨を報告したが、公安部長の働きかけがあったという話は聞いたことがない。」と述べている。当時の公安部長（A 1 公安部長）も働きかけの事実はないと述べており、公安部長が法令解釈に関して経産省に働きかけたという事実はなかったものと認められる。

（まとめ）

今回の検証における聴取において、担当管理官及び第五係長をはじめ、過去に外為法違反に係る不正輸出事件の捜査をした経験がある者は、外為法違反事件の捜査において経産省が協議の初期段階から明確な回答を示すことはなく、その後にやり取りをして警察側が経産省に法令解釈を明らかにするよう求めることは通常対応であった旨述べている。しかしながら、本件においては、経産省との協議に関し、外為法を所管する経産省の担当者が当初から捜査機関解釈を採用することについて一貫して否定的であり、その理由も相当具体的に詳細であったなどと控訴審判決で指摘された（控訴審判決88～92頁）。こうしたことを踏まえれば、法令解釈に関する議論を継続する中で、立件に向けて捜査を進めることの適否について慎重な検討がなされるべきであった。

捜査機関解釈は、公安部長指揮事件である本件において、外為法違反の成否を左右する重要不可欠な要素であったのであるから、その検討は、本件捜査の最高責任者である公安部長ら幹部が関与して行われるべきであったが、外事第一課長の交代時に経産省との協議経過について適切な引継ぎが行われず、外事第一課から公安部長等四役には協議の結果のみが報告され、四役自ら外事第一課に対し詳細な報告や検討を求めることもなかったとみられる。

ここで、温度測定実験に関する消極要素の精査が徹底されていないという問題点もあったこと（下記イ）も踏まえて考えれば、捜査機関解釈を前提として本件で3人の方々を逮捕したことは、「逮捕権は、犯罪構成要件の充足その

他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならない。」¹⁰とする逮捕権運用に関する基本的考え方に則っていなかったものと言わざるを得ない。

イ 温度測定実験に関する消極要素の精査の不徹底

（温度測定実験の位置付け及び控訴審判決で指摘された事項）

外事第一課第五係は、上述の捜査機関解釈を前提として、本件噴霧乾燥器が殺菌機能を有し規制対象に該当することを立証するため、噴霧乾燥器のユーザーや専門家の意見を踏まえ、本件噴霧乾燥器内部の最低温箇所とされる場所が空焚きにより一定時間一定以上の温度を保つことができるか否かを確認するという方法により各種実験を行った。これらの実験において、機器内部に想定した温度に達しない箇所があれば、同機器は殺菌性能を有さず、規制対象に当たらないこととなるため、温度が上がりにくくなる箇所があれば、その場所が最低温箇所であるかどうか慎重に検討する必要があった。

控訴審判決は、X社の従業員50名余りが取調べ対象となり、うち半数程度が機器内部の乾熱による殺菌について言及し、熱風による空焚き運転をすることによって一般的な細菌を死滅させることができると思う旨の供述が比較的多くなされたと述べつつ、第五係長は、取調べ官からの報告や取調べメモの共有により、X社の従業員の一部が本件の噴霧乾燥器には熱風が行き渡らず温度が上がりにくくなる箇所がある旨供述しているとの報告を受けており、また、部下から担当管理官や第五係長に対し、追加実験が相当であるとの意見具申があったにもかかわらず、改めて実験等を行う必要はないと判断し、追加の捜査をしなかったと認定した（控訴審判決59～61頁）。

その上で、控訴審判決は、「本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について、通常要求される追加捜査を実施しなかったものであり、追加捜査を実施していれば、本件各噴霧乾燥器が〔殺菌性能の有無に関する要件〕に該当しないことを明らかにする証拠を得ることができたといえる。」として、逮捕した3人の方々について「相当の嫌疑があるとした公安部の判断には、客観的に合理的な根拠が欠如していたというべきである。」と判示した（同75頁）。

（最低温箇所の特定に係る捜査について）

控訴審判決においては、第五係長らが最低温箇所の特定に係る追加捜査をしないと判断した上述の経緯に関連し、複数のX社従業員が任意取調べの初期の段階（平成30年12月頃）において熱風を入れても袋小路は温度が上がらないなどと述べていたと認定されたほか、亡くなられたX社の顧問が、平成31年1月28日頃の取調べにおいて、本件機器のマンホール、のぞき窓や、温度計座、

10 犯罪捜査規範第118条

差圧計座及び導圧管等（乾燥室等の測定口部分を指していると認められる。）、極端に温度の低い箇所があることから、完全な殺菌はできないとの供述をしていたと判示された（控訴審判決70・71頁）。

この経緯について、第五係長は、今回の検証における聴取に対して、判決を受けて考えてみれば、追加捜査の意見具申に関して明確な記憶がないが、多数のX社従業員から殺菌は可能である旨の供述があった中で、当時、「温度が上がりにくい箇所がある」との供述が一部あったという報告を受けていたとしても、単なる言い訳だと考えてまともに取り合わなかったのかも知れないと述べている。担当管理官は、意見具申を受けた記憶がなく、第五係長の判断に任せており、これ以上温度が測定可能な箇所はないと認識していたと述べている。

追加捜査に関する意見具申に関しては、そのやり取りを記憶していない捜査員も複数いたことから、捜査会議以外場で、限られた者だけがいる中でなされたものとみられる。最低温箇所の特定が捜査上の重要なポイントであったにもかかわらず、第五係長は、殺菌は可能であるとのX社従業員の供述や、最低温箇所の特定に関する他社の関係者からの聴取結果を信用してそれに依拠して捜査を進めていたことから、捜査班において、顧問やX社従業員の供述の重要性についての問題意識が理解・共有されていないという問題があったことがうかがわれる。

（外事第一課長に対する報告）

温度測定実験に関し、本件の関係書類を確認したところ、外事第一課長（E 1 課長）に対しては、平成29年12月12日に経産省との協議状況の詳細が報告された際（ア参照）に、本件機器の同型器の乾熱実験での温度では芽胞菌の滅菌又は殺菌はできないが、（芽胞菌でない）大腸菌が死滅することを確認して殺菌可能であるとの結果をもって経産省に提示する予定である旨が説明されている。同課長もそのような報告を受けた記憶がある旨述べているが、その後、同課長を交えて温度測定実験に関してさらに詳しい検討がされた形跡は見当たらなかった。

後任の外事第一課長（E 2 課長）には、平成30年4月20日に噴霧乾燥器1の新たな最低温箇所が判明したことが報告された。同年5月11日には本件機器と同型器での乾熱実験の状況が報告された。その後、同年9月20日に公安部長等四役に捜索・差押え方針の指揮伺いをするに際して同課長にも報告がされており、実験の結果に基づき規制対象に該当することが判明した旨の結論が報告されていた。これらの関係書類においては、最低温箇所に関する論点等、温度測定実験の方法に関する具体的な事項は記載されていなかったが、E 2 課長は定期的に第五係の捜査会議に参加していた時期があったほか、同課長の在任中（平成30年2月から平成31年2月までの間）に行われた温度測定実験について

複数の機器で実験するよう指示した記憶があるなどと述べていることから、温度測定実験に関してある程度具体的な事項の報告を受けていたとみられる。

また、平成30年12月の任意取調べ開始後逮捕に至るまでの間、当時の外事第一課長（E 2 課長及びE 3 課長）に対し、X社関係者の供述内容の要旨が随時報告されている。これら報告文書では、容疑を否認する主要関係者の供述内容のほか、従業員数名が本件機器は規制該当であると認めている旨の要約された供述内容が記載されているが、「温度が上がりにくくなる箇所がある」旨を供述する従業員がいたとの記載は認められなかった。E 2 課長及びE 3 課長とも、こうした従業員の供述があったとの報告を聞いた記憶がなく、また、捜査員から担当管理官及び第五係長に対して再実験の進言があったことも承知していないと述べている。

（公安部長等四役に対する報告）

公安部長等四役（A 1 公安部長等）に対しては、まず、平成29年12月15日に経産省との協議状況が報告された際（ア参照）、有識者からの聴取結果や同型器による温度測定実験により殺菌性能があると認められたなどとする内容が報告された。また、平成30年4月9日、A 1 公安部長等に対し、経産省との協議状況とともに同型器の乾熱実験により規制対象に該当することを立証するという実験方法の概略が報告されていた。その後は、平成30年7月にA 2 公安部長が着任し、同年9月20日に捜索・差押え方針の指揮伺いがされた際には、実験の結果に基づき規制対象に該当することが判明した旨の結論のみが報告されていた。平成30年12月の任意取調べ開始後の関係者の供述内容に関する報告においては、A 2 公安部長等には上述の外事第一課長に対するものと同じ、要約された内容が報告されているのみであった。

公安部長等四役への報告に係る関係書類においては、最低温箇所に関する検討を含む温度測定実験の詳細や、上述の最低温箇所に関する従業員の供述について詳細に記載したものは見当たらないことから、公安部長等四役には、温度測定実験に関する具体的論点が報告されていなかったものと認められた。

（まとめ）

最低温箇所の特定を含む温度測定実験をどのように行うかは、捜査機関解釈を前提とすれば、本件の噴霧乾燥器の規制対象該当性を判断するに際し重要な要素であった。それにもかかわらず、控訴審判決で上述のとおり通常要求される追加捜査を実施しなかった旨指摘されたことは、「先入観にとらわれず、…基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努める」¹¹ という、捜査の基本を欠くものであった。

11 犯罪捜査規範第4条第2項

担当管理官及び第五係長は、公判での立証を見据えて検討すべき消極要素がないか広く捜査員の意見を聞き、必要に応じ、少なくとも外事第一課長に捜査方針の修正について指揮伺いを立てるなどして組織的な判断をするべきであった。しかしながら、上述の外事第一課長に対する報告に係る関係書類において、温度測定実験や従業員の供述内容に関する記述は、消極要素を適切に加味して捜査方針を検討するには十分とは言えない簡素な内容であったところ、歴代の課長が具体的な検討のためにより詳細な内容の報告を求めた形跡も認められなかった。

温度測定実験に関する公安部長等四役に対する報告は、関係書類上、外事第一課長に対するものと同程度の簡素な内容であり、四役の中に温度測定実験に関する報告を受けて検討をした記憶がある者がいなかったことから、温度測定実験をめぐり、X社の従業員の一部が本件の噴霧乾燥器には温度が上がりにくくなる箇所がある旨供述をしていること等が立証上の重要な論点であることが四役に認識されていなかったと認められる。

ウ 取調べ官に対する指導の不徹底

取調べ及び弁解録取についての項（下記2）で述べるとおり、控訴審判決では、H主任によるX社の取締役に対する取調べ及び弁解録取に関しては、違法の評価を免れないとされた。

弁解録取手続を含め、取調べの適正確保は、取調べ官本人だけの問題ではない。捜査主任官については、「被疑者の取調べその他の捜査の適正な遂行…について捜査員に対する指導教養を行うこと」¹²がその職務として定められている。また、外事第一課長及び担当管理官は、取調べを含む捜査の適正確保全般について、部下職員の指揮監督に当たるべき立場にあった。

これら外事第一課幹部は、H主任を含む捜査員による取調べの適正確保について日頃から指導をするとともに、本件捜査において実際に取調べの適正確保がされているかについて監督する責務があったが、控訴審判決でH主任の取調べ等が違法の評価を免れないとされたのは、同人らが本来行うべき指導・監督を十分にしていなかったことにも一因があったと考えられる。

エ 捜査班運営の問題

（控訴審判決で指摘された事項等）

一連の訴訟の過程では、当時捜査に従事した捜査員3名が、第五係長による本件の捜査班運営を強く批判する証言をした。具体的には「（事件をでっち上げたと言われても否めないのではないかと問われ、）まあ、ねつ造ですね。」、「捜査幹部がマイナス証拠を取り上げない姿勢であった。」、「立件するに至ったのは、個人的な欲、動機からそうなったと考える。」、「（立件

12 犯罪捜査規範第20条第2項第7号

しなければならなかった理由はと問われ、) 組織としては、ない。」と述べるなど、厳しい言葉によって非難した。控訴審判決では、当時捜査に従事した者が、逮捕は相当ではなかった旨を述べていることも重く受け止めるべき事案であると指摘された（控訴審判決94・95頁）。

また、訴訟においては、別の捜査員が、上述のような様々な証言がなされていることについて、「捜査員の意見に幹部が耳を傾けられなかった。また、捜査員も幹部の方針に理解を示せなかった。こういう人間関係の不和が係内で波及していたことが要因だと思う。」旨証言した。

（当時の捜査班の運営状況）

今回の検証において関係者から聴取した結果、担当管理官及び第五係長は、捜査班内で捜査方針について異なる考え方を持つ者がいることは把握していたが、捜査運営に批判的意見や不満があったことまでは十分認識していなかったと述べている。また、第五係長は、捜査会議では自由に意見が言える環境にしていたと述べる一方、階級が上位の担当管理官及び係長が出戻り（過去にも同係で勤務した経験がある者）であれば、その方針に異論を唱えることは難しかったと思う旨述べている。

捜査班では、時期によっては捜査会議が毎朝開催されていたが、今回聴取した当時の捜査員の多くが、捜査会議は、捜査員の報告に対して担当管理官及び第五係長がコメントするだけの場になっており、双方向の議論がされていなかった旨話している。また、当時の担当管理官と第五係長の捜査方針に疑問を感じても、階級が上位であり積極的に事件化しようとしている2人には聞き入れてもらえないと思い当時は意見具申をしなかったと述べる者、他部門で勤務していた時の捜査会議では管理官の判断に対してもゼロから捜査方針を再考できる環境にあったが、本件で公安部は上司に意見具申できる環境にないと感じたと話す者、第五係長の積極姿勢に賛同していたとしつつ、捜査員には事件慣れしていない者が多かったこともあって第五係長を止められなかったのではないかと話す者がいた。このほか、当時は事件の積極派と消極派に分かれて雰囲気が悪くなかったと述べる者がいた。

当時の捜査班の実際の運営状況については、特に第五係長の言動に関し、今回の検証における聴取においても関係者の主張や認識に隔たり、食い違い等がみられる。また、現在もなお一部の関係者に当時の捜査班の運営について強い不満や感情的対立が残されていることがうかがわれることを踏まえれば、当時の捜査班においては、上司と部下、あるいは、一部の捜査員同士のコミュニケーションが不十分となり、不健全な状態になっていたことがうかがわれる。

（まとめ）

本件において、捜査班を適切に運営し、日々の現場捜査指揮に当たるべき立場にあったのは、担当管理官及び捜査主任官である第五係長である。今回の

検証において関係者から聴取した結果、担当管理官及び第五係長は、捜査班内で捜査運営に批判的意見や不満があったことを十分認識していなかったと述べている。また、捜査班では、時期によっては捜査会議が毎朝開催されていたが、当時の捜査員の多くが、捜査会議は、捜査員の報告に対して担当管理官及び第五係長がコメントするだけの場になっており、双方向の議論がされていなかった旨話しており、犯罪捜査規範に定める捜査運営についての心構え（総合捜査、規律と協力、捜査の組織的運営等）に係る規定の趣旨（下記(3)イ参照）に照らせば、担当管理官及び第五係長による日々の捜査班の運営は、不十分なものであったと推察される。

オ 公安部長ら幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在 （控訴審判決で指摘された事項）

控訴審判決では、捜査の開始から第1事案での逮捕まで約3年もの長期間に及び、関係者の任意取調べからみても約1年3か月を要しており、捜査方針を再考する機会は十分にあったと考えられると指摘された（控訴審判決94頁）。

（外事第一課長への報告、同課長の捜査指揮）

上記ア及びイでも述べたとおり、捜査機関解釈についての経産省との協議経過を踏まえた論点に関しては、E1課長及びE2課長にはその要点が報告されていたが、E3課長には報告がなされず、当該論点について同課長は十分に把握していない状況がみられた。温度測定実験に関する論点に関しては、最低温箇所に関する従業員の供述が歴代の課長に報告されていないなど、外事第一課長に対し、捜査方針を検討するために十分な情報が報告されていたとは言えない状況であったとみられる。また、歴代の課長が、こうした重要な捜査上の論点について、公安部長等四役に対して具体的に報告して指揮を受けるよう、担当管理官及び第五係長に指導をした状況も認められなかった。加えて、公安部長指揮事件において、公安部長を補佐すべき立場にある担当課長として、課長交代時に本件捜査の詳しい引継ぎをしていないこと（後任者には担当管理官及び第五係長から詳しい報告をさせていた状況がある。）は、担当管理官及び第五係長による捜査指揮に対して、公安部における組織的なチェック機能が適切に働かなかった要因の一つであると考えられる。

さらに、今回の検証における聴取の結果、部下職員の指揮監督に当たるべき歴代の外事第一課長の中に上記エで述べた捜査班の運営に係る問題を具体的に把握し、それに対処しようとした者はいなかった。

（公安部長等四役への報告、四役の捜査指揮）

本件の最高責任者であった公安部長、参事官（2名）及び公安総務課長に対する報告においては、捜査開始当初から、詳細な証拠関係等に触れられるこ

とはなく、平成29年12月15日に経産省との協議の途中経過がA 1 公安部長等に報告されたことを除いては捜査上の消極要素も報告されていない状況であり、形骸化していたと認められる。また、外事第一課が公安部長等四役に報告・指揮伺いをする中で、令和元年6月頃から、A 2 公安部長等四役には外事第一課が関係者を逮捕することを念頭に捜査を進めていることが報告されているが、その後も含め、四役が報告を受けた際に、逮捕するという方針が妥当であるかを検討させるなど、具体的な指摘をしたことがうかがわれる形跡は見当たらなかった。

今回の検証で当時の公安部長等四役から聴取した結果、そもそも本件について消極要素を含む詳細な報告を受けた記憶がほとんどない状況であり、公安部長等四役は、本件が公安部長指揮事件に指定される重要事件であったにもかかわらず、その捜査の最高責任者として、外事第一課に対して自ら積極的に捜査状況を確認して捜査上の問題点を把握し、捜査方針の可否を検討することをしていなかったと認められる。

（報告に関する当時の考え方）

幹部への報告・指揮伺いに関し、今回の検証における外事第一課長以下幹部の聴取結果を総合すると、当時の外事第一課においては、公安部長等四役には、立件上の消極要素を含む捜査の詳細な過程を逐一報告するのではなく、ある程度進捗した段階で捜査の結果のみを報告することとしていた。

この点、第五係長は、都合の悪いことを隠す意図はなかったとしつつも、公安部長等四役に対しては立件上の消極要素があればその問題を解決してから報告するという考えであったとしている。また、第五係長は、逮捕当時の外事第一課長（E 3 課長）については過去に同課での勤務経験がないことから、積極的に同課長と事件の検討をしなかったと述べている。当時のある外事第一課長は、第五係長は報告時に課長の側から具体的に指摘をしなければ資料を出さないことがあったと述べるほか、当時の複数の捜査員が、担当管理官及び第五係長は、捜査上の消極要素に十分注意を払っておらず、外事第一課長以上の幹部に対して都合の悪い情報が報告されていなかったのではないかと推測される旨述べている。

第五係長の直属の上司である担当管理官は、第五係長とともに日々の捜査運営に当たっており、本件の捜査状況を第五係長と同程度把握していたが、第五係長の捜査方針に賛同し、同人に捜査指揮を任せていた状況にあり、課長以上の幹部に適切な報告をさせ、又は自ら報告をしていたとは認められない。

（まとめ）

以上のことから、立件に向けた消極要素となり得る情報が、外事第一課から公安部長等四役にほとんど報告されず、外事第一課から公安部長等四役への報告は、単に捜査の大まかな概要や予定を伝えるだけの形骸化したものとなっ

ていたと考えられる。また、四役も本件捜査の最高責任者あるいはその補佐をすべき者として果たすべき役割を果たしていなかった。そのため、関係者の逮捕といった捜査上の大きな節目においても、公安部長等四役によって実質的な捜査指揮がなされず、捜査班における捜査方針が単に追認されている状況にあったとみられる。

（検察庁との情報共有）

ここで、警察組織の内部における捜査指揮の問題とは異なるが、密接に関わる論点として、検察庁との情報共有の状況について述べる。

控訴審判決では、最低温箇所の特定に関連し、「公安部は、〔亡くなられた顧問〕や〔X社〕の従業員が噴霧乾燥器内には熱風が流れにくい箇所や温度が低い箇所がある旨指摘したことを録取した供述調書や捜査報告書は作成しておらず、〔逮捕当時の担当検察官〕に対し、口頭でも、〔X社〕の従業員がこのような指摘をしている旨を伝えなかった。」と指摘された（控訴審判決62頁）。また、逮捕当時の担当検察官が着任する前の担当検察官から、捜査機関解釈に基づく本件機器の規制対象該当性の立証可能性に関する疑問点が投げかけられ、経産省の見解が変わった理由について尋ねられるなどした経緯があったところ、逮捕当時の担当検察官は、同検察官が着任した後に公安部が持参した資料から、法令解釈については経産省から該当性について問題がないとの判断を得ており、関係者はおおむね事実を認めていて、主に共謀関係を解明し、被疑者を誰に特定するかが課題となると考えるに至ったとされた（同61頁）。

担当検察官との連絡は、第五係長が中心となっていたが、捜査方針を具体的に決定するまでの担当検察官とのやり取りは随時様々な方法で行われるところ、上述のとおり、担当検察官との情報共有に関して控訴審判決で指摘された点や、外事第一課長以上の幹部に捜査上の消極要素が十分に報告されていなかった状況に鑑みれば、第五係長は、担当検察官に対しても、捜査上の消極要素を適時・適切に情報共有していなかったことがうかがわれる。

（3） 評価と反省事項

ここではまず、上述の捜査指揮の問題点が生じた背景として、公安警察部門、外事事務捜査部門の業務の特徴について述べた上で、本件捜査を担当した外事第一課第五係が担当する業務の特徴を述べる。

その上で、上述の捜査指揮に関連する各問題点を踏まえ、当時、捜査指揮に当たった幹部の階層ごとに、よりの確な判断をするならば、どう行動すべきであったかという観点から評価を加えることで、反省事項を導き出したい。

ア 業務の特徴

(公安警察部門、外事事件捜査部門の業務の特徴)

公安警察部門は、国内の極左暴力集団や右翼等によるテロ、ゲリラの未然防止に向けた諸対策や、外国政府による対日諸工作、国際テロ等への対策をその責務としており、これらの対象勢力と対峙し、組織的な妨害工作や対抗措置を防止するため、業務に関する情報の保全を厳格に行う必要性が極めて高いという特性がある。また、公安警察部門の業務のうち、外事事件の捜査に係る秘匿性の確保に当たっては、捜査の内容によっては我が国の外交や国際関係に影響を及ぼす可能性にも十分留意する必要がある。

こうしたことから、公安部に所属する職員については、他部門と比べ、情報の取扱いについてより厳格な指導がされており、個別の係及びその指揮系統上の上司のみで業務を完結させる場合が多いほか、いわゆる「Need to Know」の原則に従い、公安部内の所属間、同じ所属内の係間であっても、通常はお互いの活動状況等を共有しないこととされている。

そのため、他部門と比べ、公安部においては、指揮系統に沿った意思決定プロセスがより重視される傾向があり（この点、例外的な場合を除き、直属の上司を飛び越えて報告をしたり、意見を述べたりすることが強く忌避されるという職員の声もある。）、また、係等の部署の枠組みを越えた職員同士の人的つながりが希薄なため縦割りが生じやすく、上述のとおり情報の保全、捜査の秘匿性の確保を徹底する必要もあることから、業務の進め方等について、他部門では日頃の業務の中で行われる係等の垣根を越えた知見やノウハウの共有が行われにくい傾向があると考えられる。

(外事第一課第五係が担当する事件の特質)

外事第一課第五係が担当する大量破壊兵器等に係る不正輸出事件は、強行犯、知能犯、窃盗犯といった刑事部門が日々対応する一般的な刑事事件をはじめとした他の各部門が取り扱う多くの事件とは異なり、外為法・関税法違反という国際貿易に関連する特別法犯の中でも特殊な分野の事件である。行政法規に定められる罰則に係る取締りにおいては、一般的に、関係法令の制度趣旨、規制要件等を理解した上で、その解釈及び適用に関し所管省庁と協議・調整を行うことが求められるが、大量破壊兵器等に係る輸出規制は、国際合意に基づきルールが形成されるという点においても特殊であるといえる。また、大量破壊兵器等に関する規制については、個々の貨物に関する規制内容について、技術的に高度な専門知識が求められる。

外事第一課第五係は、こうした特殊かつ高度に専門的な事件を扱う捜査班であることから、他の部門、所属等と連携する機会は少なく、上述の公安警察部門、外事事件捜査部門の業務の特徴もあいまって、捜査手法、捜査の進め方等について視野が狭くなりがちとなり、過去の成功事例に固執した仕事のやり方から脱却しにくくなるリスクがあると考えられる。

また、同係が手掛ける大量破壊兵器等に関する不正輸出事件は、潜在性が高く、容疑を把握する端緒を得ることが困難であるため、その検挙数は、数年に1件と著しく少なく、平成に入って以降本件着手の前までに検挙したものは8件のみであった。さらに、大量破壊兵器等に関する不正輸出事件は、その規制内容等に関する経産省との協議、関連企業等への聞き込み、資料の翻訳作業等、捜査事項が一般的な事件に比べて膨大なものとなる傾向が強いため、多数の捜査員が任務を細かく分担せざるを得ない。こうした状況から、個々の捜査員については、各自が任せられた作業に特化して経験値を積み上げる傾向にあり、他の一般的な捜査類型等と比して、総合的な捜査能力が養われにくくなる側面があるといえる。また、捜査員は短ければ1年、長くても5年程度で異動をすることから、こうした特殊かつ専門的な事件を進めるには、個々の捜査員の経験・練度の不足をいかに補って捜査を進めるかが課題となりやすい。そのため、第五係では、過去に同係で勤務した経験のある捜査員を中心に配置して専門性の維持を図っていた。

イ 担当管理官及び第五係長の捜査指揮について

（担当管理官及び第五係長の外事第一課第五係での勤務経験）

担当管理官及び第五係長は、外事第一課第五係で豊富な捜査経験を有していた。担当管理官は、外事第一課に巡査部長、警部補、警部の各階級で通算11年近く勤務した経験を経て、警視に昇任した後、本件の捜査が開始されて間もない時期に管理官として着任した。第五係長は、外事第一課に巡査部長、警部補の各階級で通算6年近く勤務した経験を経て、警部に昇任した後、外事第一課に係長として着任して2年以上が経過した時期に本件の捜査を開始した。同人は、外為法違反事件捜査に長けた人物と評されていた。この2人は、過去の外事第一課在任時いずれも同じ第五係に配置されていた。したがって、第五係での勤務経験が豊富でその業務の特質も十分理解し、この捜査分野のエキスパートといえる2人が、丁寧に捜査員を指導し、慎重に捜査指揮に当たることが期待されていた。

（捜査班運営に関する考え方）

一般に、立証すべき事項が複雑な事案等において捜査を迅速・的確に遂行するには、捜査指揮に当たる幹部が一定の見通しを持って捜査方針を樹立した上で、任務分担を決定し捜査員に指示をすることが必要となるが、こうした見通しを持つこと自体がおおよそ不適切であるということではない。また、事案が複雑で捜査が困難なものであったり、経験豊富な捜査員が多数集められる大きな規模の捜査班であったりするほど、捜査班内で意見の相違が生じ得るものである。

この点、犯罪捜査規範には「捜査を行うに当たっては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力によ

り、捜査を総合的に進めるようにしなければならない。」（第5条）、「捜査を行うに当たっては、自己の能力を過信して独断に陥ることなく、…協力一致して事案に臨まなければならない。」（第8条）、「捜査を行うに当たっては、捜査に従事する者の団結と統制を図り、他の警察諸部門および関係警察と緊密に連絡し、警察の組織的機能を最高度に発揮するように努めなければならない。」（第15条）という捜査運営についての心構えが定められている。これらの規定の趣旨を踏まえれば、現場捜査指揮に当たる幹部には、捜査班内に意見の相違等があっても、チームとして一致協力して事件に臨む態勢を構築することが求められている。

また、捜査会議に関しては、犯罪捜査規範において「捜査方針を立て、またはこれに検討を加えるため必要があると認められるときは、随時捜査会議を開き、なるべく多くの者の意見を聞くように努めなければならない。」（第98条）と定められている。捜査主任官等の幹部は、事案の内容に応じたやり方で、捜査会議を適時に開催し、それが実効ある検討の場となるようその運営に当たって日頃から工夫をし、部下が意見を言いやすい環境づくりをすることが求められる。

（捜査班運営の状況）

第五係は事件捜査を担当する係であり、基本的には事件検挙をすることで実績が評価されることから、不正輸出事件は検挙すれば社会的反響も大きいことから、担当管理官及び第五係長は事件検挙を第一の目標として第五係の業務運営に当たっていたとみられる。

第五係長は、第五係は担当事件の検挙の機会が少ないことから、法令解釈に関する経産省担当者の疑問点にもかかわらず捜査機関解釈を前提とした捜査を進めるなど、本件を何とか立件できるよう積極方向で捜査を進めていた。そうした中、第五係長は、本件は軍事転用可能な機器の不正輸出という重要事案であって、組織的な犯行でもあるとみていたところ、関係者の供述の食い違い等から証拠隠滅のおそれがあるとして逮捕の必要があると考えていた。

今回の検証における聴取において、第五係長は、事件検挙による表彰や自身の昇任等のためではなく、担当事件で成果を挙げることで社会に貢献するという思いから本件の捜査に臨んでいた旨述べているが、複数の当時の捜査員が、第五係長に慎重意見を述べても正面から相手にしてもらえなかったと述べていることから、検挙を第一に考えるあまり自身の捜査方針にそぐわない捜査上の消極要素に対し、十分な注意を払っていなかったと認められる。そのため、捜査上の消極要素について、外事第一課長以上の幹部に十分な報告がなされず、また、担当検察官との情報共有も適時・適切に行われていなかったことがうかがわれる。

経験豊富な第五係長がそのような方針である中、担当管理官は第五係長の捜査方針に賛同し、捜査上の判断を任せていた状況にあったことから、この2

人が主宰する捜査会議等の場において、部下の捜査員が第五係長らの方針に異を唱えたり、消極的な意見を言ったりしにくい状況にあったとうかがわれる。

警察は階級社会であり、階級を越えて意見具申をしにくい性質があることは否めず、公安警察部門ではその傾向がより強く表れるきらいがある。上述（(2)エ）のとおり、本件の捜査班においては、コミュニケーション不足や、人間関係の不和といったマネジメント上の問題が生じていたこともあって、捜査方針に関して多角的な議論がなされにくい状態となったことが、捜査方針の再検討や修正をする機会を失わせ、本件における逮捕が控訴審判決で違法であるとされる結果につながった遠因と考えられる。

こうした第五係長の捜査班運営は、現場捜査指揮の第一次的責任を負うべき捜査主任官の職務に照らして不適切であったと認められる。加えて、その直属上司である担当管理官は、捜査指揮を第五係長に任せていた状態であり、第五係長を指揮監督するという職責を適切に果たしていなかったと認められる。

（取調べ等の適正確保に関する指導）

また、取調べ・弁解録取の問題に関しては、立証上重要となる関係者の認識について、担当管理官及び第五係長が、公判での立証も見据えて適切に取調べ・弁解録取がなされるよう丁寧に指導しなければならなかった。しかしながら、同人らは、H主任は他部門で豊富な捜査経験を有していて取調べに長けているものと考えていたことから、H主任の取調べ等の過程に十分な注意を払っておらず、同人に対して取調べ等の適正確保に関する指導を怠っていたものと認められる。

ウ 外事第一課長の捜査指揮について

外事第一課長は、公安部長指揮事件について部長を補佐するほか、部下である担当管理官、第五係長を含む課員の指揮監督に当たるべき立場にあった。

しかしながら、歴代の課長が、公安部長等四役に対し、法令解釈の検討過程等を含む本件の捜査上の消極要素が適時・適切に報告されるよう、担当管理官、第五係長を十分に指導した状況は認められなかった。また、法令解釈に関する検討をしていた時期の課長（E 1 課長及びE 2 課長）はそれぞれ後任の課長（E 2 課長及びE 3 課長）に対し、本件の捜査上の論点について引継ぎをしておらず、同課長（E 3 課長）については、逮捕に至る本件捜査の重要な場面において、主体的に捜査方針の検討に参画した状況が認められなかった。したがって、歴代の外事第一課長については、本来、公安部長指揮事件である本件において公安部長を補佐するべき立場にある担当課長として、部下職員に対する指揮監督が不十分であったと言わざるを得ない。

また、第五係は、当時、課長とは別の庁舎で勤務していたところ、今回の検証における聴取の結果、E 2 課長は、定期的に第五係の執務室に赴いて捜査会議に参加していた時期もあったものの、捜査班の運営の問題を十分に把握は

していなかったと述べている。また、任意取調べから逮捕に至る当時の課長（E 3 課長）は、第五係が勤務する執務室に赴くなどして本件の捜査状況や捜査班の運営の実態について積極的に把握する機会を持たなかったとみられるが、関係書類等を確認して捜査状況を詳しく点検するとともに捜査班の実態を把握して適切な指導をするためには、課長が自ら捜査班の執務場所に足を運ぶなど、意識的・積極的に行動をするべきであった。課長が、捜査班のメンバーが話しやすい環境をつくり意見交換をする機会を持って、その意見に耳を傾けることができているならば、本件の立件上の消極要素を適切なタイミングで把握し対処することもできた可能性がある。

エ 公安部長等四役による捜査指揮について

上述（1 (2) ア、イ及びオ）のとおり、公安部長等四役には外事第一課から適時・適切な報告や指揮伺いがなかったとしても、本件が公安部長指揮事件である以上、本件の最高責任者は公安部長であり、それを補佐すべき参事官及び公安総務課長も含め、四役は単に受け身の立場で監督上の責任を果たすにとどまらず、捜査の全体状況を俯瞰して自ら積極的に問題点を把握し、適時・適切な質問をして再検討を促すこと等を通じて、慎重に捜査方針を判断すべき立場にあったものであり、その責任を免れることはできない。

軍事転用可能な機器の不正輸出事件を摘発することは国際安全保障上重要であるが、特殊かつ高度な専門知識を要する事件類型であることに加え、刑事事件として立件すれば民間企業の活動に甚大な影響を与えるおそれがある。したがって、公安部長等の幹部が主導し、捜査着手後の初期から捜査の各段階において十分な検討を尽くし、捜査方針を慎重に判断する必要があった。

その上で、例えば、公安部長等四役としては、外事第一課に経産省との協議の過程を詳細に報告させた上で、経産省の担当者が本件機器の規制対象該当性に関して示していた疑問点について丁寧に協議するよう指示するとともに、疑問点が合理的に解消されないのであれば、犯罪構成要件該当性に係る国民の予測可能性との関係において、立件に向けて捜査を継続することが妥当かどうかについても慎重に検討すべきであった。

本件の場合は、最終的に経産省から本件機器が規制対象に該当すると思われるとの回答を得て捜査を継続したが、その場合でも、当初から刑事事件として立件することを目指すのではなく、捜査の対象とした違法行為について高度の悪質性が存在するかが検討されるべきであった。一般に、当事者が行政法規に違反している認識が薄いなど、悪質性が高いと言えない事案であれば、所管省庁に対し行政指導等の行政措置の発動を促すことも選択肢として検討する必要があると考えられる。

また、X 社の関係者に対する任意取調べが 1 年以上の期間にわたって継続していたのであるから、公安部長等四役が取調べ状況等を詳細に把握する機会があったはずである。X 社の従業員 50 名余りが任意取調べに応じており、その

回数は、代表取締役が40回、取締役が39回、亡くなった顧問が18回であり、同会社の関係者に対するものを合わせると合計291回に及んだ（控訴審判決11頁）が、任意取調べの開始後、公安部長等四役には具体的な取調べ対象者の数、取調べ回数等の詳細は報告されておらず、主要関係者の供述要旨のみが報告されていたに過ぎない状況であった。

このように任意取調べが1年以上の長期間にわたり、主要な関係者については数十回も実施されている中、外事第一課から関係者を逮捕するとの指揮伺いが上がってきた段階で、公安部長等四役が任意取調べの詳細な状況を報告させた上で、逮捕するという判断の適正性を特に慎重に検討するべきであった。逮捕の必要性は、個別の事件の具体的状況を踏まえ、逃亡や罪証隠滅のおそれがあるか否かによって判断するものであり、一律の基準や考え方があるものではないが、関係者が任意での取調べにこのように相当な期間・回数にわたって応じている中での逮捕の要否の判断は特に慎重に行われるべきであった。

このほか、温度測定実験の具体的な実施方法自体は捜査主任官以下捜査班で判断すべき技術的な事項であると考えられるものの、本件機器の規制対象該当性に関するX社関係者の認識の立証にも密接に関連するのであるから、逮捕の判断をする前にX社自身に実験を行わせることはできないかも選択肢として検討し得たと思われるが、公安部長等四役がそのような検討をさせた状況もみられない。

オ まとめ

今回の検証の結果、第五係長が検挙を第一に考えて自身の捜査方針にそぐわない捜査上の消極要素に対し十分な注意を払うことなく捜査を進めていた中、担当管理官は第五係長の捜査方針に賛同し、同人に捜査指揮上の判断を任せていた状況が認められた。この2人が立件に向けて積極的に捜査を進め、捜査員からの慎重な意見に耳を傾けようとしなかったことから、捜査班内では自由闊達な意見交換がされにくくなり、捜査方針を再考する機会が失われていたとみられる。

外事第一課長は、公安部長指揮事件において、公安部長を補佐すべき立場にあったにもかかわらず、公安部長等四役に適時・適切な報告がされるよう、部下職員を十分に指揮監督していなかった。それにより、公安部長等四役への報告・指揮伺いが形骸化しており、また、四役も自ら積極的に捜査上の消極要素等を明らかにして慎重に検討し、必要に応じて捜査方針を再考させるべきであったが、これを怠り、実質的に捜査指揮をしていない状況であったことが明らかとなった。

このように、当時の体制下においては、外事第一課の担当管理官及び第五係長による捜査の進め方や捜査班の運営に問題があった中、本来であれば捜査方針が行き過ぎたものになっていればこれを軌道修正すべき公安部長等四役及び外事第一課長を含む公安部の捜査指揮系統の機能不全によって、公安部にお

いて組織として捜査の基本に欠けるところがあり、本件において関係者を逮捕したことが国賠法上違法であるとされる結果となったと考えられる。

犯罪捜査は任意捜査が原則である。逮捕権の行使に当たっては、その必要性・相当性を常に慎重に検討すべきである。仮に、本件において、任意取調べを進める中で、関係者の供述内容に照らし、曖昧な規制要件の解釈に依拠して捜査を進めることが適切であるか、あるいは、温度測定実験の方法について更に精査すべき点はなかったかなどについて振り返り、公安部が組織として慎重に検討していれば、その時点で捜査方針が見直され、関係者の逮捕に至ることはなかった可能性は否定できない。

2 取調べ・弁解録取について

(1) 明らかとなった問題点

H主任によるX社取締役に対する取調べについて、控訴審判決では、犯罪成否のポイントとなる規制要件の解釈について偽計的な説明をした結果、明確に理由を付して犯罪の故意を否認する趣旨を述べていた取締役の供述について、その重要な弁解を封じて調書に記載せず、かえって犯罪事実を認めるかのような供述に誘導したものであって、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を明らかに逸脱したものと認められ、違法の評価を免れないとされた（控訴審判決104頁）。これに関連し、控訴審判決では、H主任の取調べに関し、取締役が規制要件である「殺菌」についてどのような意味と理解しているかを確認し、用語の理解に齟齬があるようであれば公安部の殺菌の解釈について説明した上で、本件機器が「殺菌」ができる装置であるか否かについて、同人の認識を聴取し、明らかにする必要があったというべきであり、このことは本件機器の捜査に継続的に従事していた警察官であれば基本的に心得ておくべきものであるとも指摘された（同101頁）。

弁解録取に関しても、控訴審判決では、弁解録取書の作成に当たり、取締役の指摘に沿った修正をしたように装い、実際には同人が発言していない内容を記載した弁解録取書を作成し、同人に署名指印をさせたことが認められるとした上で、このような行動は、偽計的な方法を用いて、同人が了解していないばかりか、その真意と異なる捜査機関側の見立てに沿った弁解録取書に署名指印をさせるものであって、相手方の自由な意思決定を阻害することが明らかな態様による手続をしたものと言わざるを得ず、違法の評価を免れないとされた（同112頁）。また、この弁解録取書をH主任が裁断して廃棄したことに關して、過失により裁断、廃棄してしまったという同人の主張は不自然であり、採用することができないとされた（同108頁）。

(2) 評価と反省事項

これに関し、H主任本人は、一連の訴訟の過程から一貫して偽計や誘導といった故意による行為であったことを否定しているが、上述のとおり厳しく指弾されたことは真摯に反省しなければならない。

取調べにおいて偽計や誘導といった手法を用いることが許されないのは言うまでもないところ、本件の取調べに関しては、公判になれば規制対象該当性に関する関係者の認識が重要な争点となることは当然に予想された。そのため、相手方の認識を客観証拠と照合しつつ丁寧に解明すべきことは当然の基本であって、相手方が弁解を述べるのであればその内容に合理性があるか等を検討した上で、相手方との十分なやり取りを経て、適切に供述調書を作成する必要がある、こうした取調べの基本を徹底すべきであった。

また、弁解録取手続においては、捜査員が心得ておく基本事項として、その場で被疑者の弁解を聞き、その内容を弁解録取書に記載しなければならないこととされている。しかし、H主任は、弁解内容を事前に下打ちしていたものを相手方に示しており、このようなやり方は弁解録取手続の趣旨に反する。さらに、相手方から修正した弁解録取書の内容に関し抗議を受ける状況になったが、適正に読み聞かせと閲覧がなされていれば、偽計的な手法によって弁解録取書に署名指印をさせたとは非難されるような事態は起こり得ない。加えて、弁解録取書を2通作成する結果となり一方を廃棄したことが問題となったが、やむを得ず弁解録取書を2通作成した状況となったのであれば、その経緯を明らかにした上で双方を送致すべきであり、うち1通を廃棄したことについては、過失によるものとの主張が採用されず手続全体に対して強い疑念を生じさせる結果となったことに弁解の余地はない。

こうした一連の問題を踏まえれば、H主任において、そもそも弁解録取手続の趣旨や重要性に対する著しい理解不足によって不適正な手続を行ったことにより、違法とされる結果となったものと考えられる。

第5 再発防止策

第4において述べたとおり、本件においては、公安部における捜査指揮系統の機能不全によって関係者を逮捕するに至り、この逮捕が国賠法上違法であるとされた。このような過ちを二度と起こさないようにする観点から、再発防止策をとりまとめた。その検討に当たっては、本件捜査に従事した捜査員（当時警部補以下の階級にあった者）から聴取した問題意識、意見等を考慮した。

まず、緻密かつ適正な捜査を徹底するための取組として、組織としての捜査指揮を適正かつ実効あるものとするための仕組みの改善・強化を図る。具体的には、事件主管課長（本件であれば外事第一課長）以下の日々の捜査運営において捜査会議の活用を図ること（下記1(5)）に加え、公安部長等の最高幹部による意思決定について新たに導入する部長捜査会議（仮称）や、公安総務課に新設する公安捜査監督指導室（仮称）による各所属の監督・指導等によって、公安部長ら幹部が事件の全体状況を適切に把握し、客観的・多角的な視点から検討することができるようにすることにより、公安部における捜査指揮系統が本来果たすべき機能を適切に発揮させる（下記1(1)、(2)及び(6)ア）。また、教養・研修の充実、計画的な捜査員の育成等により、個々の職員について、取調べや弁解録取を含む捜査手続の適正確保や、捜査能力・捜査指揮能力の向上を図っていく（下記1(3)、(4)及び(6)イ）。

このような仕組みや体制を構築した上で、これらの取組が十分な機能を発揮できるよう、公安部におけるより良い捜査指揮に資するために意思疎通を円滑化し、風通しの良い環境づくりをする観点からの取組として、幹部の意識改革（下記2(1)）を図ることに加え、上述の公安捜査監督指導室において捜査員の相談・意見等を「生の声」として吸い上げるなどして部下が声を上げやすい職場環境とする（下記2(2)）とともに、一定の対象者について多面観察を実施すること（下記2(3)）により、公安部における捜査主任官等に対する指導等に活用する。

また、本件においては、事件検挙を第一としていた外事第一課第五係の業務運営にも問題の原因があったと考えられるところ、この点は不正輸出事件に係る外為法違反取締りの在り方にも関わることから、今後の見直しの方向性について記載する（下記3）。

1 緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組

(1) 部長捜査会議（仮称）制度の導入

公安部長指揮事件を含む公安部長が指定する重要事件について、公安部長が主宰する部長捜査会議（仮称）の制度を導入する。同会議には、公安部長のほか、公安部参事官、公安総務課長、事件主管課長、捜査主任官等が参加することとし、捜査の初期段階からその後の重要な節目ごとに開催する。

同会議では、事件主管課から捜査上の消極要素や、検察庁等関係機関との協議の状況を含む捜査の全体状況を報告させることとし、下記(2)で述べる公安捜査監督指導室の室長が同席してその検討経過等を記録する。公安部長等の幹部

が異動した際には、検討経過等の記録を確実に引き継ぐ仕組みとし、組織として適切な捜査指揮がされることを担保する。

(2) 体制の整備

ア 公安総務課長の役割の明確化

公安総務課の所掌事務を改正し、公安部門における取締りに係る適正確保に関することを同課に所掌させることとし、公安総務課長が、公安部長指揮事件等に関し上述の部長捜査会議の場等において、捜査の適正確保の観点から関与することを明確化する。

イ 公安捜査監督指導室（仮称）の新設

令和6年1月、公安総務課内に公安捜査指導プロジェクトチームを暫定的に編成し、公安部内所属事件係（以下「事件係」という。）及び警察署への指導・教養を強化してきた。

本年秋、同プロジェクトチームを発展的に改組し、公安総務課に公安捜査監督指導室（仮称）を新設し、事件係及び警察署が捜査する重要事件について、事件主管課長等の下で捜査主任官が行う捜査が適正なものであるか、捜査状況に関する部長への報告等が適時・適切に行われているか、検察庁との情報共有が適時・適切に行われているか等について中立的に把握し、公安総務課長を経由して公安部長等に意見具申することにより、公安部長の捜査指揮を実効あるものとする。

ウ 捜査に関する相談・意見の受け付け

公安捜査監督指導室においては、各事件係の警部補以下の捜査員等と意見交換を実施するとともに、公安部内の捜査に関する相談・意見等を受け付ける体制（公安部ホットライン事務局）を整備する。相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる問題があれば、公安部長等に直接速報（飛び越え報告）をし、対応・是正につなげる。

エ 警察署等からの質疑への対応の強化

公安捜査監督指導室に、方面本部ごとの担当者を設置し、顔の見える関係を構築した上、警察署等からの捜査に関する質疑があった場合には、過去の対応状況や類似事例の教示、他部門との調整等を実施するなど、対応を強化する。

(3) 幹部の捜査指揮能力の向上

ア 通達の発出

令和7年6月11日付けで、関係法令に基づく適切な捜査活動の必要性の認識、部下職員に対する的確な捜査指揮による緻密かつ適正な捜査の徹底を内容とする公安部長通達を発出した。

さらに、同年8月7日付けで、証拠の十分な収集と吟味、裏付捜査の徹底、消極要素の精査、捜査書類等の適正な管理、取調べにおける基本の遵守、

公判の審理を念頭に置いた的確な捜査指揮等、緻密かつ適正な捜査の徹底を内容とする公安部長通達を発出する。

これらのほか、刑事部から発出されている捜査一般の適正確保に関する通達等についても一層の徹底・活用を図る。

イ 教養・研修の充実

公安・外事事件を担当する捜査幹部等を対象として、捜査指揮能力等の向上のため捜査の反省・教訓について情報共有・意見交換する会議、各種研修、外部講師による講話等の開催、警察署への巡回教養等の取組を継続・強化する。

(4) 捜査実務能力の向上

ア 教養・研修の充実

公安・外事事件を担当する捜査員（以下「公安・外事捜査員」という。）を対象として、捜査関係法令をはじめ捜査実務に関する知識・技能の向上のため、階級や経験に応じた研修、ロールプレイングを取り入れた実践的な教養や巡回教養等を継続・強化するとともに、捜査能力の向上や各種法令への理解促進のため、適正捜査や過去の好事例等についての教養資料を充実させる。

イ 公安・外事捜査員育成プログラム

令和7年1月から、高い捜査能力を有する公安・外事捜査員を計画的に育成することを目的に、警察署に所属する若手の公安・外事捜査員複数名を育成要員として指定した上で、必要な捜査経験等を積ませる公安・外事捜査員育成プログラムの運用を開始したところ、引き続き同プログラムにより公安・外事捜査員のキャリア形成を支援する。

ウ 他部門での長期派遣研修

令和7年4月から、公安・外事捜査員に多様な捜査経験を付与するため、公安部内所属に配置されている警部補以下の捜査員複数名を庁内他部門（刑事部、組織犯罪対策部及び生活安全部）に派遣（期間は1～2年間）し、捜査現場で実地研修を行う運用を開始したところ、継続して実施する。

(5) 捜査会議の活用

公安部の事件主管課等が行う個別事件の捜査において捜査会議を積極的かつ有効に活用することができるよう、捜査会議の運営に関するガイドラインを取りまとめる。このガイドラインにおいては、事件主管課長は公安部長指揮事件において部長を補佐する重要な立場にあり、また、日々現場で捜査指揮に当たる捜査主任官等の部下を指揮監督すべき第一次的な責任を有していることに鑑み、課長が定期的に捜査会議に参加して個々の捜査員から直接報告、意見等を聞いたり、主要な捜査書類を確認したりする機会を設けることで、事件主管課における捜査方針の検討が適切に行われるようにするなどの内容を盛り込む。

(6) 関係機関との連携強化

ア 検察庁との連携

検察庁との協議において、特に捜査上の消極要素も含めて担当検察官に適時・適切に情報共有を行い、その指摘を踏まえた追加捜査の方針やその結果について、必要に応じ、上記(1)の部長捜査会議の場等で幹部に共有するほか、公安捜査監督指導室による監督・指導の下で対応すること等により、検察庁との一層の連携を図る。

イ その他

(3)イ及び(4)アの教養・研修の実施に当たっては、関係機関の職員を外部講師として招くなど、その実効性が上がるよう関係機関との連携を強化する。

2 より良い捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化

(1) 幹部の意識改革

上司・部下が互いの意見に謙虚に耳を傾け、課題解決に向けて活発に議論できるなど、平素から階級に関係なく率直に意見を出し合うことのできる開かれた雰囲気づくりのため、組織マネジメント研修等により、幹部の意識改革等を推進する。

(2) 部下が声を上げやすい職場環境づくり

ア 公安部における意識改革

階級を越えた意見具申を行いやすくするよう、民間のいわゆる「スピークアップ制度」の趣旨を紹介するなどして、公安部門の全職員の意識改革等を推進する。

イ 公安部ホットライン事務局の整備

公安捜査監督指導室において、各事件係の警部補以下の捜査員等と意見交換を実施するとともに、公安部内の捜査に関する相談・意見等を受け付ける体制（公安部ホットライン事務局）を整備する【再掲1(2)ウ】。同室は、こうした意見、相談・意見等を公安総務課長に報告し、同課長が公安部長等に共有し、公安部門における捜査運営の改善、捜査主任官等に対する指導、勤務環境の整備等に活用する。

ウ 既存の窓口の活性化

警視庁においては、法令違反行為については警務部の内部通報窓口があるほか、その他各種ホットライン窓口等、職員からの相談・通報を受け付ける様々な仕組みがあるところ、上述の公安部ホットライン事務局も含め、各窓口の相談・通報先、相談・通報事例、相談・通報上の留意点等を整理して分かりやすくポータルサイトで表示するなど、相談・通報を考える職員のための利便性向上を図る。また、これらの窓口に寄せられた相談・通報のうち、緻密かつ適正な捜査の推進や勤務環境の整備等に資するものは、相談・通報者の保護に適切な配慮をした上で、関係部門で有効に活用する。

(3) 多面観察の実施

公安部各所属において、捜査現場で捜査主任官等として捜査指揮に当たる管理官、係長等のうち、公安部長が指定するものを対象として多面観察を実施する。具体的には、対象者の部下が対象者による捜査班のマネジメントや部下の指導・育成等の状況について観察を行い、その結果を公安総務課長及び所属長が把握して、同課長等が対象者本人に対する指導等に活用する仕組みとする。具体的な実施方法について速やかに検討し、本年秋から実施する。

3 不正輸出に係る外為法違反取締りの在り方の見直し

外為法違反取締りの在り方については、今回明らかとなった本件捜査の問題点を踏まえ、全国警察の指導・調整に当たる警察庁において次のとおり見直しがなされた。警視庁においても、警察庁警備局外事情報部外事課と緊密に連携し、同課の指導の下で取締りを行っていく。

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出については、規制対象貨物等の該非判定に専門的知識が求められ、その判断が困難である場合も多いことを踏まえ、国民の予測可能性にも配慮するため、経産省との役割分担を明確化し、不正輸出が疑われる事案について情報を入手した場合には、速やかに外為法の所管官庁である同省に通知し、原則として同省の対応を要請するとともに、捜査を行う場合には、同省に必要な事項を確認することとする。また、被疑者の取調べに当たっては、警察庁の通達（令和7年3月21日付け警察庁刑事局長通達）を踏まえ、原則として、録音・録画を実施することとする。

第6 公訴取消し後の対応

本件事件を巡っては、訴訟で争われた警視庁公安部の捜査についてのみならず、事件が公訴取消しに至った後の対応についても、各方面から様々な指摘を受けた。ここでは、指摘を受けた主な事項について、考え方を述べる。

1 公訴取消し後の訴訟対応について

令和3年7月30日、本件が公訴取消しとなったことを受けて捜査に問題があったか分析を進めている中、同年9月8日、国賠訴訟が提起された。

国賠訴訟の訴状においては、当時直ちには容認し難い様々な指摘がされていたことから、本件捜査に係る事実関係については、審理に対応する過程で確認・整理していくこととし、中心的に現場捜査指揮に当たった外事第一課第五係長ら関係者（特に担当管理官、第五係長、H主任）の認識を確認しつつ、必要な主張・立証を行った。

第一審判決後の控訴については、第一審判決において警視庁の主張が認められなかった部分があったことから、上級審の判断を仰ぐために行ったものであるが、控訴審判決では、最低温箇所について通常要求される追加捜査を実施しなかった点に加えて、第一審判決では不合理とはされなかった捜査機関解釈の採用について、経産省から同解釈について疑問を呈されていたながらその合理性について再考することなく同解釈を前提として逮捕をしたこと等が違法であるとされた。警視庁として、このことを重く受け止め、特に、一連の訴訟では直接焦点が当たらなかった捜査指揮に関する問題点を中心に、今回徹底した検証を行うこととしたものである。

しかしながら、このような一連の訴訟対応に対する「なぜ被害者が4年近く頑張らないと検証に踏み出すことができないのか。」との御批判については、真摯に受け止めている。

他方、令和5年12月27日の第一審判決の後、令和6年1月から、警視庁公安部においては、本件の捜査に関し明らかになった課題を踏まえ、公安部に新たに捜査指導官を置くなど、順次、再発防止策を講じてきた。今回の検証により、当時の捜査指揮の問題が具体的に明らかになったことから、今後更に再発防止策を拡充して実施する考えである。

2 訴訟における主張について

当時、本件の捜査に従事した3人の捜査員が捜査運営に批判的な証言をしたことを捉えて、警視庁が控訴審の準備書面において「壮大な虚構」との表現を用いたことについては、真相に向き合う態度とほど遠いなどと各方面から厳しく批判され、X社側からもその撤回を求められたところである。

控訴審判決において「（3人の捜査員が）証人尋問において本件において逮捕が相当でなかった旨を述べていることも重く受け止めるべき事案である。」と指摘されたところ、今回の検証で明らかとなったのは、捜査運営を誤っていたのは外事

第一課については公安部という組織の側であり、3人の捜査員については、準備書面で殊更批判的に言及されるべきでは無かったということである。

既に判決が確定した控訴審の準備書面の表現を過去に遡って訂正することはできないが、「壮大な虚構」との表現は、3人の捜査員への配慮を欠くのみならず、将来にわたって職員が自由に意見を述べることを萎縮させかねない点においても不適切なものであり、警視庁として今後はこうした考えは一切持たないという決意とともに、撤回することとしたい。

同判決を踏まえて認識を新たにし、今回の検証においては、同人らの証言や検証における発言も今後活かすという方針の下で、当時の警部補以下の捜査員の聴取等を行った。その際、聴取対象者に対しては、今回話をすることで不利益に取り扱うことはないことから今後の組織の再発防止に資するよう率直に話をしてもらいたい旨を告知した。加えて、訴訟で捜査運営に批判的な証言をした3人の捜査員に対しては、裁判で証言をしたことによって不利益に取り扱うことはなく、裁判での証言を重く受け止めている旨を告知した。

今回の検証により、捜査主任官であった第五係長らによる捜査班の運営が不適切であったことが、組織的かつ適正な捜査を阻害した原因の1つと考えられる。組織運営や捜査上の問題点について現職の警察官が法廷で証言するなど、声を上げたことを理由としてその者に不利益が及ぶことがあってはならないことは言うまでもないが、上述の3人の証言を含め、検証で聴取した当時の捜査員からの批判的意見を実効ある再発防止につなげていく考えである。

3 外事第一課において実施されたアンケートについて

本件が公訴取消しとなった経緯について分析を進めるとの考えの下、当時の外事第一課長の判断で、捜査に従事した捜査員を対象として令和3年8月にアンケートが実施されたが、その後、間もなく国賠訴訟が提起された。

当該アンケートを実施したことについて、アンケートへの回答が回収された頃、当時の警察庁外事情報部長（本件の逮捕当時のA2公安部長）が、外事第一課長に対し、書面回答という方法では回答内容の真意等が確認されないまま文書として残ってしまうことからその結果が一人歩きするおそれがあるため取扱いには注意が必要である旨を伝えた。外事第一課長はアンケートの回答を廃棄することにはなかったが、課長限りで保管することとした上で、アンケートの回答により課内の人間関係に問題があることを把握したことから、課長とは別の庁舎で課員が勤務している場所を定期的に自ら訪問するなど風通しの良い職場づくりに活用した。しかしながら、それ以上の組織的な活用が図られることはなく、2代後の課長が廃棄した。

歴代3人の外事第一課長は、アンケートの回答内容が、一連の訴訟で争われている事項等と比較して目新しいものではなかったと説明している。しかしながら、アンケートの回答は、令和4年8月30日に着任した課長が着任した後しばらくして廃棄したとのことであり、現時点でその内容を確認することはできない。

また、アンケートを実施した外事第一課長は、一部の捜査員から「読むのは課長限りにしてもらいたい」との意向を受け、アンケートの結果を当時の課の組織運営や業務管理に活用したとのことであるが、当時捜査に従事した捜査員の記憶が鮮明なうちに作成された書面であり、捜査員の認識を確認し、国賠訴訟における主張を検討する上で組織的活用の工夫の余地はあった。

これら外事第一課長の行為に規律違反があったとは認められないが、仮に、アンケートの保管が継続していれば、今回の検証において、当時捜査に従事した捜査員の記憶が鮮明なうちに作成された書面を確認することができ、有効に活用できた可能性は否定できない。

当時の警察庁外事情報部長が外事第一課長に上述の話をしたことについては、アンケートの廃棄を惹起したとは認められないが、アンケート結果の組織的な活用を躊躇させており、また、廃棄したことに関して批判的報道がなされ、警察が本件における捜査上の問題に真摯に向き合っていないとの指摘を受ける結果となったことにも鑑み、妥当であったとは言い難い。

おわりに

第4で述べたとおり、本件においては、組織として捜査の基本に欠けるところがあり、公訴が取り消されるという異例の事態に至った。

控訴審判決では、最低温箇所について通常要求される追加捜査を実施しなかった点に加えて、第一審判決では不合理とはされなかった捜査機関解釈の採用について、経産省の担当者から同解釈について疑問を示されたいながらその合理性について再考することなく同解釈を前提としてX社の3人の方々の逮捕したこと等が違法であるとされた。

警視庁としては、第一審判決に比べて更に厳しい内容となった控訴審判決を重く受け止め、今回の検証で明らかになったように、当時、公安部において組織的な捜査指揮がなされなかったことで捜査の基本を欠き、その結果、控訴審判決において違法であるとされた捜査を行ったことを真摯に反省し、本件捜査によって逮捕された3人の方々、X社の関係者の方々に多大な御心労、御負担をおかけしたことについて、改めて深くお詫びを申し上げます。また、亡くなられた顧問の方に心から御冥福をお祈り申し上げ、その御遺族の方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、本件捜査によって多大な御心労、御負担をおかけしたことについて、深くお詫びを申し上げます。

今回の検証により明らかになった問題点は、外為法違反に係る不正輸出事件という特殊かつ専門的な事件類型の捜査において、外事第一課の当時の体制下において生じたものであるが、公安部長等四役に至る捜査指揮系統が本来発揮すべき機能を発揮しなかったことにより、大きな過ちにつながった。本件捜査の経緯を振り返れば、現場捜査指揮官であった担当管理官及び第五係長の捜査方針が積極方向に傾いていた中、部下の捜査員からの進言を聞き入れない姿勢であったことで、捜査員が捜査方針に疑問を持っても声を上げにくい状況となっていた。また、さらにその上司である外事第一課長以上の公安部幹部は、捜査上の消極要素や捜査班の運営の問題を十分に把握しておらず、自ら積極的に行動することもしていなかったため、必要な軌道修正を図ることができなかった。

今回の検証で示した反省事項は、外事第一課のみならず公安部全体において、幹部から現場捜査員に至るまでの職員一人一人が深く胸に刻み、再発防止策の着実な実施に取り組むことで、業務の性質上現場の捜査員が声を上げにくいと言われる公安部の組織風土を十分認識した上でそれによる弊害を減らし、上司、部下が立場にとらわれず必要な意見を交わすことができる環境づくりを進めるとともに、公安部全体の捜査指揮能力の向上につなげていかなければならない。

我々は、今一度、警察に与えられている捜査権の重みを十分に理解し、先入観にとらわれず、積極証拠、消極証拠双方の発見収集を徹底し、組織として客観的かつ多角的に議論を行い、必要に応じて立ち止まって捜査方針を大きく見直すこともできる公正かつ健全な組織運営を確立しなければならない。

本件により、警視庁に対する都民・国民の信頼が損なわれた。これを回復することは一朝一夕になし得るものではない。公共の安全と秩序を守るという公安警察の原点に立ち返り、我が国社会の根幹にかかわる脅威から都民・国民を守るため、真に必要な捜

査を緻密かつ適正に推進することにより、都民・国民の期待に応えられるよう、弛みのない努力を積み重ねていく所存である。

別添 1 本件の捜査指揮に関する時系列

本件の捜査指揮に関する時系列は以下のとおりである。報告文書の押印等の状況から、「公安部長等四役に報告」とあるものは外事第一課長を経て四役に報告されているもの、「外事第一課長に報告」とあるものは同課長までの報告（四役には報告されていないもの）である。日付は、各文書に記載されている日付によることとした。

年月日	捜査及び捜査指揮の状況等
平成29（2017）年	
5月頃	捜査を開始
5月18日	大学教授等有識者から順次聴取開始
9月25日	噴霧乾燥器 1 関係の実験開始
10月6日	経産省との協議開始（翌年 2 月までは該当性について否定的見解）
11月9日	公安部長等四役に報告（事案概要）
12月12日	外事第一課長に報告（経産省との協議状況、該当との回答が得られない状況）
12月15日	公安部長等四役に報告（経産省との協議状況、該当との回答が得られない状況）
平成30（2018）年	
2月頃	経産省が規制対象に該当する旨回答する可能性を示唆
4月9日	公安部長等四役に報告（経産省との協議状況）
4月20日	外事第一課長に報告（新たに最低温箇所が発覚したこと）
5月11日	外事第一課長に報告（同型器での実験状況）
6月15日	外事第一課長に報告（追加実験の方法や予定）
7月17日	外事第一課長に報告（最低温箇所の追加実験結果をもって経産省に照会すること）
8月3日	経産省に噴霧乾燥器 1 の規制対象該当性について照会
8月10日	経産省から「照会における添付資料の内容を前提とすれば、該当すると思われる」と回答
8月22日	公安部長指揮事件に指定、検事連絡開始
8月23日	公安部長等四役に報告（検事連絡をしたこと）
8月30日	外事第一課長に報告（他社の輸出許可実績）
9月20日	公安部長等四役に報告（捜索・差押え方針、実験により噴霧乾燥器 1 を規制対象と特定したこと、経産省の規制対象該当性に係る回答があったこと）
9月25日	総監・副総監に報告（同上）
9月26日	捜索差押許可状請求の決裁
10月3日	捜索・差押え実施
10月23日	公安部長等四役に報告（捜索・差押え後の証拠品の分析状況）
10月26日	外事第一課長に報告（証拠品の分析状況）
11月6日	公安部長等四役に報告（証拠品の分析状況、有力証拠の発見に至っていないこと）
11月8日	外事第一課長に報告（証拠品の分析状況、有力証拠の発見に至っていないこと）
11月22日	公安部長等四役に報告（捜査経過、任意取調べ開始方針）
12月4日	公安部長等四役に報告（任意取調べの開始予定）
12月11日	任意取調べ開始
12月13日	公安部長等四役に報告（取調べ状況、主要関係者の供述要旨）
	（次頁に続く）

令和元（2019）年	
1月8日	公安部長等四役に報告（取調べ状況、主要関係者の供述要旨）
2月14日	公安部長等四役に報告（取調べ状況、主要関係者の供述要旨）
4月11日	噴霧乾燥器2関係の実験開始
5月7日	外事第一課長に報告（主要関係者の供述要旨と証拠品の分析に基づく捜査方針の検討状況）
5月13日	公安部長等四役に報告（実験により噴霧乾燥器2を規制対象と特定したこと、主要関係者の供述要旨）
6月20日	公安部長等四役に報告（検事が交代し、逮捕時期等について相談したこと）
7月9日	公安部長等四役に報告（主要関係者の供述要旨、任意取調べの継続）
7月26日	経産省に噴霧乾燥器2の規制対象該当性について照会
8月9日	経産省から「照会における添付資料の内容を前提とすれば、該当すると思われる」と回答
8月14日	公安部長等四役に報告（主要関係者の供述要旨、任意取調べの継続）
8月26日	外事第一課長に報告（主要関係者の供述を踏まえた捜査方針の検討状況）
12月3日	公安部長等四役に報告（逮捕時期の検討状況）
12月11日	公安部長等四役に報告（主要関係者の供述状況、逮捕時期の検討状況）
令和2（2020）年	
1月30日	公安部長等四役に報告（主要関係者の供述状況、逮捕時期の検討状況）
3月10日	逮捕状等請求の決裁
3月11日	通常逮捕、捜索・差押え実施
3月31日	起訴
5月18-20日	公安部長等四役、総監・副総監に報告（再逮捕方針）
5月20日	逮捕状請求の決裁
5月26日	再逮捕
6月15日	追起訴
11月5日	顧問の勾留執行停止
11月16日	弁護側の実験結果に基づく反論に対し反証実験開始
令和3（2021）年	
2月5日	代表取締役、取締役の保釈
2月7日	顧問が死去
7月26日	公安部長等四役に報告（公訴取消し方針の連絡があったこと）
7月30日	公訴取消し（東京地検）
8月2日	公訴棄却（東京地裁）
8月中旬～下旬	外事第一課でアンケート実施
9月8日	国賠訴訟提訴
	※令和5（2023）年12月27日第一審判決、翌年1月10日控訴
	令和7（2025）年5月28日控訴審判決、上告等せず6月12日確定

別添2 捜査指揮に当たった公安部幹部の在任期間

	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	備考
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
事件の経過		H29.5 捜査開始 H29.10～ 経産省打合せ	H30.8.10 経産省からの回答(1) H30.8.22 公安部長指揮事件指定 H30.10.3 捜索・差押え H30.12～R2.2 任意取調の取調べ	R1.8.9 経産省からの回答(2) R2.3.11 逮捕 R2.3.31 起訴 R2.5.26 再逮捕 R2.6.15 追起訴		R3.7.30 公訴取消し R3.9.8 国賠提訴	
公安部長		A 1 公安部長 (警視監) H29.7.24～H30.7.30	A 2 公安部長 (警視監) H30.7.31～R2.8.23		A 3 公安部長 (警視監) R2.8.24～R3.9.15		A 1 公安部長 … R4.8.5退職 A 2 公安部長 … R6.4.5退職
参事官 (警察庁採用)		B 1 参事官 (警視長) H28.8.10～H30.4.5	B 2 参事官 (警視長) H30.4.6～R3.9.15				
参事官 (警視庁採用)		C 1 参事官 (警視正) H29.2.13～H30.8.26	C 2 参事官 (警視正) H30.8.27～R1.9.1	C 3 参事官 (警視正) R1.9.2～R2.8.30	C 4 参事官 (警視正) R2.8.31～R4.2.13		C 1 参事官 … H31.2.18退職 C 2 参事官 … R3.2.15退職 C 3 参事官 … R3.9.17退職 C 4 参事官 … R5.2.20退職
公安総務課長		D 1 課長 (警視正) H27.12.8～ H29.8.21	D 2 課長 (警視正) H29.8.22～H30.8.30	D 3 課長 (警視正) H30.8.31～R1.8.7	D 4 課長 (警視正) R1.8.8～R3.1.14 ※R2.2.17～R3.1.14 参事官兼務 (警視長)	D 5 課長 (警視正) R3.1.15～ R3.9.15	
外事第一課長		E 1 課長 (警視) H28.2.15～H30.2.18	E 2 課長 (警視) H30.2.19～ H31.2.15	E 3 課長 (警視) H31.2.18～R2.8.30	D 5 課長 (警視正) R2.8.31～ R3.1.14	E 4 課長 (警視正) R3.1.15～R4.3.29	E 1 課長 … H30.3.31退職 E 2 課長 … R2.2.17退職 E 3 課長 … R2.9.30退職
管理官			F 管理官 (警視) H29.9.4～R3.9.16				F 管理官 … R5.9.30退職
第五係長		G 1 係長 (警部) H27.3.2～R2.9.6			G 2 係長 (警部) R2.9.14～R7.2.24		G 1 係長 … R6.3.31退職

国家賠償請求訴訟判決を受けた警察庁外事課における対応の反省事項と
公安・外事部門の捜査における再発防止策について

1 はじめに

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課（以下「警視庁外事第一課」という。）が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に違反するとして捜査した事案に関する国家賠償請求訴訟において、令和7年5月28日、東京高等裁判所の判決（以下「控訴審判決」という。要旨について別添1参照）が下された。控訴審判決では、捜査対象となった噴霧乾燥器の製造・販売会社（以下「X社」という。）の代表取締役、取締役及び顧問の3人の方々を逮捕したことについて、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであり、国家賠償法（昭和22年法律第125号）上違法であるなどと判示された。

警視庁は、判決内容を精査した結果、上告及び上告受理申立てを行わないこととし、上告期限である同年6月11日の経過をもって、控訴審判決は確定した。警視庁においては、同日、副総監を長とする検証チームを設置し、本事案における捜査上の課題と再発防止策について検討し、同年8月7日付けで「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察捜査の問題点と再発防止策について」として取りまとめた。

控訴審判決で国家賠償法上違法と判示された今般の警視庁公安部による捜査（以下「本件捜査」という。）によって、当事者の方々に多大なる御心労、御負担をおかけし、警察に対する国民の信頼を著しく損ねたことは極めて遺憾であり、警察庁としても本件を重く受け止めている。本件捜査は警視庁公安部によって行われたものであるが、捜査の状況については警察庁警備局外事情報部外事課（以下「警察庁外事課」という。）に報告がされており、警察庁外事課は、国家的又は全国的な見地から警視庁外事第一課に対する指導助言を行うべき立場にあった。これを踏まえ、警察庁としても、この一連の過程において警察庁外事課がどのように対応すべきであったのかという観点から検証し、反省事項を明らかにすることとした。検証作業は、長官官房首席監察官の指揮の下、長官官房人事課監察官らが実施し、関係書類の精査に加え、本件捜査当時の警察庁外事課の職員等十数名から聴取を行った。

その上で、今後、警察の公安・外事部門の捜査において、二度とこのようなことがないようにする観点から、警察庁としての反省事項及び警視庁の検証によって明らかになった本件捜査の問題点を踏まえ、各都道府県警察の公安・外事部門の捜査における再発防止策を取りまとめることとした。

2 不正輸出事件捜査と警察庁の関係

(1) 個別事件捜査における警察庁の役割

警察法（昭和29年法律第162号）は、執行事務を都道府県警察に一元化することとしており、個別事件の捜査については、都道府県警察が自らの責任と判断で行うものとされている¹。そのため、個別事件捜査における具体的な捜査方針の決定や強制捜査の必要性の判断等は、原則として都道府県警察の役割となる。

他方で、警察庁は、国家的又は全国的な見地から、都道府県警察の活動が一定の目的に沿って統一的に行われるよう調整するなどの観点から、都道府県警察に対する指導助言を行っている。調整の具体例としては、犯罪の取締りにおいて全国斉一を期するため、関係法令の統一的適用解釈を定めることが挙げられる。この警察庁の役割に照らせば、都道府県警察が行う事件捜査の過程で、適用しようとする法令の解釈を明らかにするための制度所管省庁との協議につき、国家的又は全国的な見地から警察庁の関与が必要な場合には、当該都道府県警察のみで実施するのではなく、警察庁が主体的に関与することとなる。

(2) 不正輸出事件捜査に係る警察庁の体制等（別添2参照）

ア 不正輸出事件捜査に係る警察庁の体制

警察庁には長官官房及び5つの局が置かれ、警備局は、警察庁の所掌事務に関し、「警備警察に関すること」を所掌し（警察法第24条第1項第1号）、警備局外事情報部は、このうち「外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るもの」をつかさどっている（同条第2項）。

外事情報部において、警察庁外事課は、外為法及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るものの取締りに関することをつかさどっている（警察庁組織令（昭和29年政令第180号）第39条第2号ロ）²。このため、外為法違反として捜査される大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出事件捜査（以下単に「不正輸出事件捜査」という。）に関する都道府県警察に対する指導助言は、警察庁外事課が行うこととなる。

警察庁外事課には、課長（警視監又は警視長。以下「警察庁外事課長」という。）及び理事官（警視正）に加え、複数の課長補佐（警視）、係長（警部）等が配置されている。不正輸出事件捜査に関しては、これを担当する課長補佐と係長が配置されている。

イ 不正輸出事件捜査の性質を踏まえた警察庁外事課の対応

不正輸出事件捜査は、国家安全保障に直結する性格があるなど国家的な性質を有するものであり、警察庁外事課においては、一般の刑事事件の捜査とは異なる扱いをしている。具体的には、警察庁外事課は、不正輸出事件捜査に関し、

¹ この例外として警察庁が自ら行う執行事務には、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関すること（警察法第5条第4項第16号）及び皇宮警察に関すること（同項第17号）がある。前者については、令和4年4月1日に施行された警察法の一部を改正する法律（令和4年法律第6号）によって追加されたものである。

² ただし、警備局外事情報部国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除くこととされている。

都道府県警察が捜査の端緒となる情報を把握した時点から報告を求めるとともに、捜査による社会的反響や他の都道府県における各種動向への影響等を踏まえつつ、捜査の進捗状況の報告を受け、国家的又は全国的な見地から都道府県警察に対する指導助言を行うこととしている。

警察庁外事課においては、都道府県警察の不正輸出事件捜査担当者からの捜査状況等の報告受理や定型的な指導助言を含む日常的な業務は担当の課長補佐や係長が対応する一方、都道府県警察からの報告内容等に応じ、判断を要する事項については警察庁外事課長まで報告し、都道府県警察に対する指導助言について指示を受けることとしている。不正輸出事件捜査の節目において、大きな社会的な反響が予想される場合には、外事情報部長や警備局長等に報告することとしている。

3 本件捜査における警察庁外事課の対応

今回の検証により、警察庁外事課は、平成29年11月以降、警視庁外事第一課の管理官（警視）や係長（警部）等から本件捜査の報告を受けていることが確認された。本件捜査に係る警察庁外事課の関係者の在任期間は、別添3のとおりである。

警察庁外事課が警視庁外事第一課から受けた報告には、今回の国家賠償請求訴訟で論点となった規制要件の解釈に係る経済産業省との協議の状況が含まれていた。また、本件捜査に係る一連の文書の中に、X社関係者が噴霧乾燥器内部に温度が上がらない箇所があると供述していることが記載された文書が確認された。

以下では、これらの事実を踏まえ、警察庁外事課がどのように対応するべきであったのかという観点から、本件捜査に関する警察庁外事課の対応について評価することとする。下記(1)及び(2)に関連する警視庁外事第一課から警察庁外事課への主な報告内容及び警察庁内の報告状況については、別添4のとおりである。

(1) 警視庁外事第一課による捜査機関解釈の採用への対応

(明らかにした警察庁の対応)

本件捜査では、国際輸出管理レジームにおける合意を受けて平成25年10月に噴霧乾燥器が外為法上の規制対象物品に追加されて以降、初めて規制要件への該当性について具体的な検討を行うこととなった。規制対象となる噴霧乾燥器の規制要件の解釈について、事件捜査における構成要件該当性の判断の一環として、平成29年12月以降、警視庁外事第一課が経済産業省との協議を開始した。

協議の過程では、X社の噴霧乾燥器が外為法上の規制要件に該当するかにつき、関係する経済産業省令で定められている要件である機器内部を「滅菌又は殺菌できるもの」に該当するかどうかが主な論点となった。警視庁外事第一課においては、本件捜査に関し、控訴審において「捜査機関解釈」と呼ばれた解釈³を採用するこ

³ 控訴審判決等で使用された用語である「捜査機関解釈」とは、「〔装置〕付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何らかの細菌を死滅させること」ができれば「殺菌をすることができるもの」に該当するとした上で、関係する経済産業省令で列挙されている病原性微生物のうち、「いずれか1種類でも死滅させることができれば「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するという解釈」をいう（控訴審判決10頁）。

ととなった。

捜査機関解釈に係る経済産業省との協議に関し、警察庁外事課は、警視庁外事第一課から、

- ・ 平成29年12月中下旬には、経済産業省から規制対象に該当するとの回答が得られない旨の報告
- ・ 平成30年2月頃には、経済産業省が規制対象に該当する旨回答する可能性を示唆した旨の報告

をそれぞれ受けている。

こうした経済産業省との協議について、警察庁外事課のC1課長補佐は「経済産業省との協議を都道府県警察が行うのはいつものことで、問題意識を持たなかった」と述べており、警視庁外事第一課と経済産業省との協議の詳細を確認したり、警察庁外事課として規制要件の解釈に係る経済産業省との協議に関与したりすることはなかった。

上記の平成29年12月と平成30年2月の警視庁外事第一課からの報告については、警察庁外事課のA2課長やB1理事官に報告されなかった。

また、令和元年5月、警視庁外事第一課から報告を受けた文書に担当検事からの捜査機関解釈に関する経済産業省の見解に関する指摘が含まれていたが、C2課長補佐は、警視庁外事第一課と経済産業省との協議の詳細を確認せず、警察庁外事課のA3課長やB3理事官に報告しなかった。

(警察庁の対応の評価)

警察庁外事課の歴代の課長、理事官及び課長補佐は、本件捜査に関し、規制要件への該当性に係る経済産業省との協議を都道府県警察が行うことを当然のものとして捉えていた。

しかしながら、本件捜査での外為法上の規制要件に係る法令解釈に関しては、通常の事件捜査とは異なり、

- ・ 外為法上の噴霧乾燥器に係る規制は国際輸出管理レジームの合意を踏まえた難解なものであり、当該合意に至る国際的な調整の経緯を含めて理解する必要がある
- ・ 噴霧乾燥器の不正輸出事件捜査の先例がなく、本件捜査における規制要件の解釈が、同種事案に係る都道府県警察の捜査の在り方の全国的な先例となることが予想される

という特別な事情があった。

これらは、本件法令解釈への国家的及び全国的な観点からの対応の必要性を示しており、2(1)の警察庁の役割に鑑みると、警察庁外事課は、前例を踏襲するのではなく、外為法上の法令解釈について全国的かつ統一的な基準を明確にするなどの観点から、経済産業省との協議に主体的に関与すべきであったと考えられる。

(2) 緻密かつ適正な捜査の観点からの本件捜査への対応

(明らかにした警察庁の対応)

警視庁外事第一課は、平成30年10月にX社に対する搜索差押えを実施し、同年12月からX社の代表取締役を含む関係者からの聴取を開始した。警察庁外事課は、警視庁外事第一課からX社関係者の供述内容を含む捜査状況の報告を受け、少なくとも同月と平成31年2月の2回にわたり、その内容をA3警察庁外事課長まで報告している。

平成31年2月のA3警察庁外事課長までの報告書面と合わせて保管されている文書には、噴霧乾燥器の計測器を設置している部分は袋小路になっており温度が上がらないとのX社関係者の供述が記載されている。当該文書について、A3警察庁外事課長並びにB2理事官及びB3理事官は見た覚えがないと述べ、C2課長補佐は記憶にないが捜査状況を報告する際の手持ち資料の一部だったかもしれないと述べており、これらいずれの職員も、噴霧乾燥器内部に温度が上がらない箇所があるとのX社関係者供述の存在を認識していなかったと述べている。本件捜査において、噴霧乾燥器の規制要件について捜査機関解釈を採用した場合、本件噴霧乾燥器内部に温度が上がらない箇所があれば、輸出規制の対象に該当せず、外為法違反には該当しないこととなる。その意味において、当該供述の内容は、緻密かつ適正な捜査の観点から、慎重な吟味が必要なものであったが、これらいずれの職員も、当該供述の重要性を認識していなかったと考えられる。

結果として、警察庁外事課として、当該X社関係者の供述を本件捜査上の重要な消極要素と捉え、警視庁外事第一課に対し、その慎重な検討・吟味を促すことはなかった。

(警察庁の対応の評価)

本件捜査においては、警察庁外事課は捜査の初期段階から警視庁外事第一課からの報告を受けており、警察庁が保有する関係文書には、規制要件への該当性に疑義を生じさせる重要な内容も含まれていた。

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）においては、「捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、…基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努める」などにより捜査を合理的に進めることとされている（第4条第2項）ほか、「取調べに当たっては、予断を排し、…あくまで真実の発見を目標として行わなければならない」（第166条）とされ、緻密かつ適正な捜査を都道府県警察に求めている。

これらを踏まえると、本件捜査が警視庁外事第一課によって行われたものであり、具体的な捜査方針の決定や強制捜査の必要性の判断等は警視庁外事第一課が責任を負うものであるとしても、警察庁外事課は、文書の内容を精査し、捜査機関解釈に基づく規制要件への該当性に疑義が生じ得る供述内容について、警視庁外事第一課に対し、明示的にその詳細を確認したり、消極要素の慎重な検討を促したりするなど、緻密かつ適正な捜査の観点からの指導助言をすることが望ましかったと考

えられる。

(3) 小括

以上のとおり、本件捜査における警察庁外事課の対応においては、

- ・ 前例を踏襲するのではなく、外為法上の法令解釈について全国的かつ統一的な基準を明確にするなどの観点から、経済産業省との協議に主体的に関与すべきであった
- ・ 文書の内容を精査し、捜査機関解釈に基づく規制要件への該当性に疑義が生じ得る供述内容について、警視庁外事第一課に対し、明示的にその詳細を確認したり、消極要素の慎重な検討を促したりするなど、緻密かつ適正な捜査の観点からの指導助言をすることが望ましかった

という反省事項が認められた。

4 再発防止策

警視庁の検証チームによる検証においては、本件捜査について、法令解釈の合理性を再考することなく捜査を進めたこと、消極要素の精査の不徹底、取調べ官に対する指導の不徹底、幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在等の多くの問題点があったと認められている。3 (3) の本件捜査における警察庁外事課の対応の反省事項及び警視庁の検証によって明らかとなった本件捜査の問題点を踏まえ、本件捜査のような結果を二度と生じさせないという観点から、全国警察の公安・外事部門による事件捜査に関連する再発防止策として、警察庁による平素からの都道府県警察公安・外事部門に対する緻密かつ適正な捜査の指導・教養の強化に加え、次の措置を講じることとする。

(1) 不正輸出事件捜査の在り方の見直し

ア 経済産業省との緊密な連絡・調整

- 都道府県警察が、大量破壊兵器関連物資等に関する不正輸出が疑われる事案について情報を入手した場合には、速やかに経済産業省に通知し、原則として、調査を求め、必要に応じて、指導、警告等、同省としての対応を要請する。
- 捜査を行う場合には、控訴審判決で指摘された諸点を踏まえ、以下の点を含めて経済産業省に確認する。
 - ・ 同省における当該規制の明確な解釈
 - ・ 国際輸出管理レジーム合意の原文と国内法令との齟齬^{そご}の有無
 - ・ 同省における当該規制の周知の状況や、過去の同種貨物の輸出行為に対する指導、勧告等の状況
- 警察庁と経済産業省の幹部が、平素から外為法違反取締りの在り方について意見交換を行うとともに、都道府県警察が同省と協議を行うに当たっては、警察庁外事課の担当者が協議に参画し、必要な調整を行う。

イ 不正輸出事件捜査における評価の在り方の見直し

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出対策の評価においては、検挙に至ったか否かにとらわれることなく、経済産業省等と連携した未然防止に係る成果が認められた都道府県警察についても、積極的に評価する。また、好事例については、全国の公安・外事部門に共有する。

ウ 取調べの録音・録画

不正輸出事件捜査については、他の事件捜査と比較し、供述内容が高度に専門的・技術的な事項にわたるため、規制要件への該当性に関する認識の有無、ひいてはこれに係る供述調書の正確性等が争点となりやすいことから、被疑者が逮捕又は勾留されているか否かにかかわらず、原則として被疑者の取調べの録音・録画を実施するよう、警察庁外事課から都道府県警察に指示を行う。

(2) 公安・外事部門における適正捜査を確保するための体制の整備等

ア 体制の整備

令和7年10月1日を目処に警察庁警備局警備企画課に適正捜査指導室（仮称）を新設する。適正捜査指導室（仮称）においては、都道府県警察公安・外事部門に対する緻密かつ適正な捜査に関する指導を行うとともに、都道府県警察の公安・外事部門の捜査に関する警察部内からの相談・意見等を受け付けるための体制を確保する。

警視庁公安部及び道府県警察本部警備部に、公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査について総括的な指導を行う者（以下「警備事件指導官」という。）を置くこととする。

イ 都道府県警察に対する指導の強化

個別事件における具体的な捜査方針の決定や強制捜査の必要性の判断等は捜査を実施する都道府県警察において判断されるという前提の下、新設する適正捜査指導室（仮称）を中心として、各都道府県警察の警備事件指導官と連携し、証拠の十分な収集と吟味、裏付け捜査の徹底、消極証拠の精査、捜査書類等の適正な管理、取調べにおける基本の遵守、公判審理を念頭に置いた的確な捜査指揮等、緻密かつ適正な捜査の徹底に係る都道府県警察に対する指導を強化する。

ウ 捜査指揮能力の向上のための研修の充実・強化

都道府県警察の公安・外事部門の捜査幹部の指揮能力向上のため、

- ・ 公安・外事部門の捜査幹部を対象とした警察大学校捜査指揮専科の新設
- ・ 公安・外事部門の捜査指導担当等を対象とした管区別実践塾の開催
- ・ 都道府県警察公安・外事部門に部長・課長として赴任する警察庁出身者に対する研修の充実
- ・ 経済産業省職員や検察官等の外部講師による教養の実施
- ・ 経済産業省主催の「貿易管理普及研修」への各都道府県警察警部・警部補級の職員の参加

等を行う。

エ 都道府県警察公安・外事部門への多様な知見・人材の取り入れ

公安・外事部門においては、情報の保全、捜査の秘匿性の確保を徹底する必要があること等を背景に、部門、係等の垣根を越えた知見やノウハウの共有が行われにくい傾向があることを踏まえ、前例にとらわれることなく、部内外の多様な知見等を積極的に取り入れることにより、捜査実務能力を向上させるとともに、適正捜査を確保する。

警備部門と他部門の間での人事交流を推進するとともに、部内外の技術人材を積極的に活用する。

5 おわりに

捜査は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、犯罪捜査規範等の各種法令と証拠に基づき、緻密かつ適正に行われなければならない。

控訴審判決で国家賠償法上違法と判示された本件捜査は、公安・外事部門によるものであるが、警視庁の検証チームによって明らかとなった本件捜査の問題点は、都道府県警察の各部門においても他山の石とすべき内容を含むものとなっている。また、不正輸出事件捜査に関し都道府県警察に対する指導助言を行う警察庁外事課による本件捜査への対応に関しても、反省事項が認められた。

警察の活動は、国民の信頼の上に成り立っている。警察としては、今般明らかになった問題点・反省事項を真摯に受け止め、4に示した再発防止策を着実かつ誠実に推進することにより、公安・外事部門の捜査に対する国民の信頼を回復するための第一歩としたい。そして、これらの取組を踏まえ、警察全体としても緻密かつ適正な捜査を確保し、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を果たしてまいりたい。

別添 1 控訴審判決の要旨

【 本件逮捕の違法性について 】

(1) 最低温箇所の特定に係る捜査について

当時、亡くなられた顧問を含む複数のX社の従業員が、本件噴霧乾燥器の乾燥室等の測定口部分を含めて温度が上がらない場所があると述べており、このことは捜査会議等において報告され、最低温箇所の特定が規制対象該当性の判断や顧問らの故意の成否に関わる重要な点であることに照らすと、第五係長（階級は警部）も把握していたと認めるのが相当である。公安部においては、自社製品である噴霧乾燥器の構造を把握しているX社の従業員に指摘されていた当該箇所について、それが最低温箇所に当たらないのかどうかを確認するための再度の温度測定実験等の追加捜査を行う必要性があり、それが困難な状況であったともいい難い。

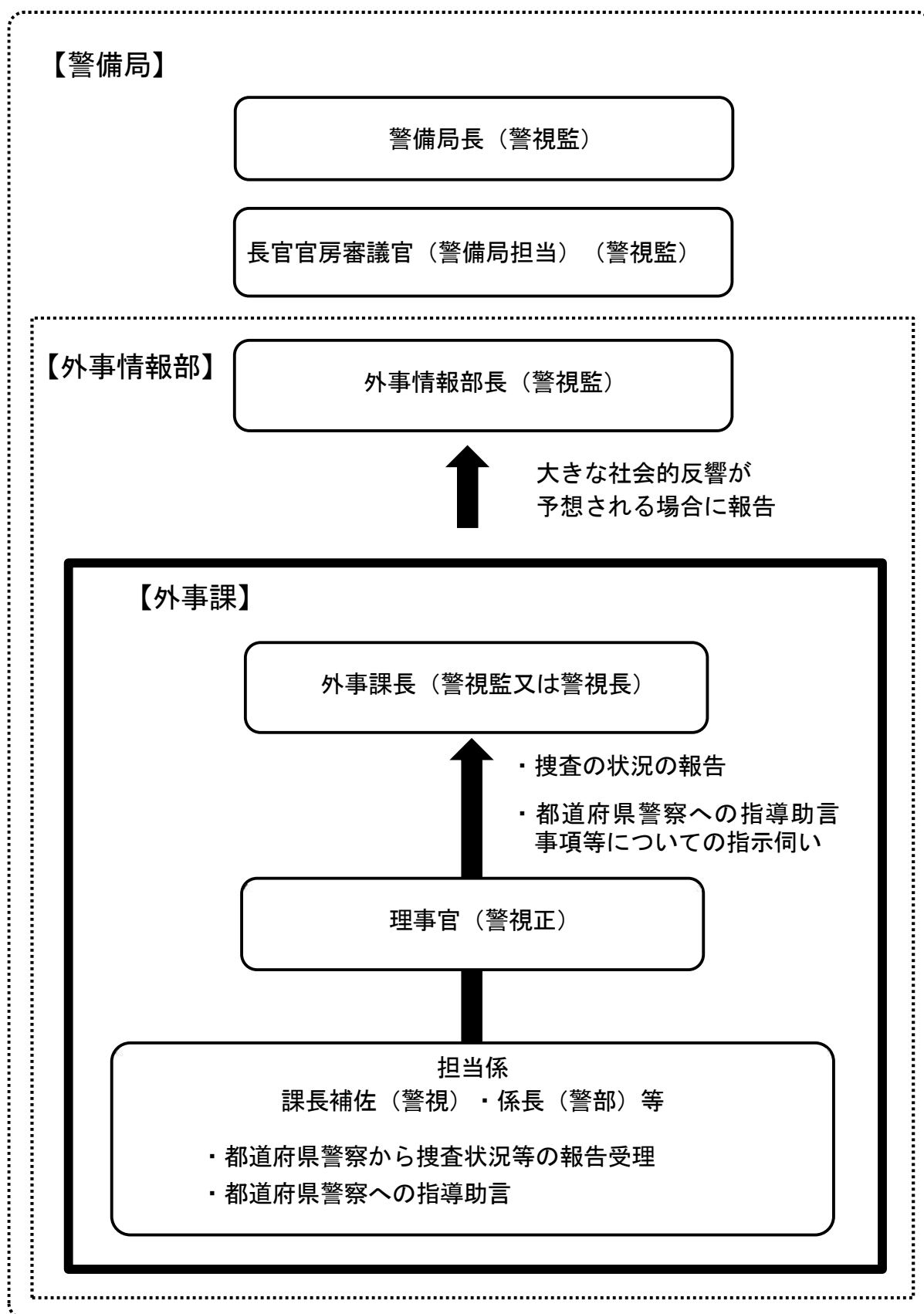
(2) 捜査機関解釈を採用したことの合理性について

本件規制要件の「殺菌」に係る捜査機関解釈は、国際輸出管理レジームにおける合意（本件の規制要件を国内法で定める際のベースとなった国際的な合意）の趣旨にそぐわず、これを採用することは相当ではない。当該合意より広範な対象を規制する趣旨の改正であったとするのは、国民の予測可能性を害し、罪刑法定主義との関係からも疑義がある。経済産業省においては、当初、担当者が「殺菌」につき捜査機関解釈を採用することについて一貫して否定的であり、後に同解釈を採用する可能性が肯定されたものの、その合理性が客観的に説明できる状況になったともいえない。そして、本件規制要件の解釈は、刑事事件の犯罪構成要件該当性の解釈として争われており、当初不明確な概念が事後的に行政機関により拡張的な解釈が明らかにされたからといって、その解釈に従うこととなると国民の予測可能性との関係で疑義があるから、経済産業省が搜索差押えを容認し、捜査機関解釈があり得る旨を表明したからといって、公安部が捜査機関解釈を前提として本件逮捕を行ったことの合理性を肯定することはできない。公安部において同解釈を採ったことがおよそ不合理とまではいえないが、上記経緯を踏まえると、これは本件逮捕が合理性を有していたかどうかの判断に影響を与える重要な事情である。

(3) 本件逮捕の違法性について

上記(1)及び(2)のとおり、本件噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に当たるとして、X社代表取締役らに相当の嫌疑があったとした公安部の判断には、最低温箇所について通常要求される追加捜査を実施しなかった点に加え、経産省の担当者から捜査機関解釈の問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することなくこれを前提に逮捕に踏み切った点において、犯罪の嫌疑の成立に係る判断に基本的な問題があった。また、本件の捜査期間は長期に及んでおり、捜査方針を再考する機会は十分にあった。以上の点に鑑みると、本件逮捕については、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかというべきであり、国賠法上違法である。

別添 2 不正輸出事件捜査に係る警察庁の体制等



別添 3 本件捜査に係る警察庁外事課の関係者の在任期間

	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
事件の経過		H29. 5 捜査開始	H29. 10～ 経産省打合せ	H30. 8. 10 経産省からの回答 H30. 9. 20 公安部長指揮事件指定 H30. 10. 3 捜索差押え H30. 12～R2. 2 任意段階の取調べ	R2. 3. 11 逮捕 R2. 3. 31 起訴 R2. 5. 26 再逮捕 R2. 6. 15 追起訴	R3. 7. 30 公訴取消 R3. 9. 8 国賠提訴	
外事課長 (警視監又は 警視長)	A 1 課長 H27. 7～ H29. 4	A 2 課長 H29. 4～H30. 3	A 3 課長 H30. 4～R1. 8	A 4 課長 R1. 8～R3. 4		A 5 課長 R3. 4～R4. 3	
外事課理事官 (警視正)	B 1 理事官 H28. 8～H30. 8		B 2 理事官 H30. 8～ H31. 1	B 3 理事官 H31. 1～R2. 8		B 4 理事官 R2. 8～R4. 3	
外事課課長補佐 (警察庁採用・ 警視)	C 1 補佐 H28. 8～H30. 8		C 2 補佐 H30. 8～R1. 7	C 3 補佐 R1. 7～R2. 7		C 4 補佐 R2. 7～R3. 8	C 5 補佐 R3. 8～R5. 7
外事課課長補佐 (都道府県警察 出向・警視)	D 1 補佐 H28. 3～H30. 3		D 2 補佐 H30. 2～R2. 2		D 3 補佐 R2. 3～R4. 3		
外事課係長 (都道府県警察 出向・警部)	E 1 係長 H28. 4～H31. 3			E 2 係長 H31. 4～R4. 3			

別添 4 警視庁外事第一課からの主な報告内容と警察庁内の報告状況等

(注 1) 関係書類及び聴取結果により確認されたもの

(注 2) 外事第一課からの報告の日付は関係書類の記載による

年月日	外事第一課からの報告内容	警察庁内報告先
平成29 (2017) 年 5 月頃 11月 9 日 12月18日	【本件捜査の着手】 捜査着手の報告 経済産業省との協議状況の報告（規制対象に該当するとの回答が得られない状況）	外事課長まで 外事課課長補佐まで
平成30 (2018) 年 2 月 9 日 9 月26日 10月 3 日 12月13日	捜査状況の報告（経済産業省が規制対象に該当する旨回答する可能性を示唆） 捜索差押えの実施予定の報告 【捜索差押えの実施】 捜査状況の報告（X社関係者の供述状況）	外事課課長補佐まで 長官まで 外事課長まで
平成31 (2019) 年 2 月 7 日	捜査状況の報告（X社関係者の供述状況）	外事課長まで
令和元 (2019) 年 5 月 7 日	検事相談の結果の報告（担当検事からの経済産業省の見解に関する指摘）	外事課課長補佐まで
令和 2 (2020) 年 3 月 3 月11日 3 月31日 5 月14日 5 月26日 6 月15日	逮捕予定の報告 【通常逮捕】 【起訴】 再逮捕予定の報告 【再逮捕】 【追起訴】	長官まで 長官まで
令和 3 (2021) 年 7 月30日 9 月 8 日	【公訴取消し（東京地方検察庁）】 【国家賠償請求訴訟提訴】	